

School of Culture, Media and Society
Student Handbook 2024

文化構想学部 学部要項 2024

Only For Global Studies in Japanese Cultures Program(JCu1P) Students

国際日本文化論プログラム(JCu1P)学生向け

大学からの連絡

1. 文化構想学部ウェブサイト・掲示

学部から皆さんへの伝達は、文化構想学部ウェブサイトで行いますので、定期的に確認してください。情報の見落としによって不利益を被ることがありますので十分注意してください。疑問がある場合は、速やかに文学学術院事務所窓口で確認してください。

* MyWasedaは、補助的な手段ですので必ず文化構想学部ウェブサイトを確認してください。

2. MyWaseda (<https://my.waseda.jp/>)

MyWasedaではWasedaメールや休講のお知らせ、科目登録申請・確認、成績照会、就職活動にかかわる手続等のサービスを行っています。また、文化構想学部ウェブサイトの補助的な手段として、大学からの連絡を行うことがあります。MyWasedaでは大学から特定の学生個人への情報通知を行うため、自分に必要な情報だけを参照することができます。

* 大学からの情報伝達は、文化構想学部ウェブサイトが原則です。MyWasedaには全ての伝達事項が載っている訳ではありませんので注意してください。

MyWasedaを使用するにはWaseda IDの取得が必要です。なるべく早い時期にIDを取得してください。

3. Wasedaメール

早稲田大学へ入学した学生は全員Wasedaメールのe-mailアドレスを取得します。このメールアドレス宛に学生個人への重要な連絡を行うことがありますので、早めにアドレスを取得するとともに毎日メールの受信確認をしてください（※Wasedaメールはスマートフォンなど別アドレスへの転送も可能です）。また、メールボックスの容量にも注意し、整理を心がけてください。

4. 学生の住所・電話番号変更について

緊急を要する場合は、大学から学生個人に電話連絡することがあります。住所・電話番号に変更があった場合は速やかにMyWasedaから変更を届け出てください。

* 届け出を怠ったために受ける不利益に関しては、大学はその責任を一切負いません。

目次

1. 紹介	- 4 -
文化構想学部の理念と歴史	- 4 -
文化構想学部における3つの方針	- 5 -
学科・論系	- 7 -
2. 履修	- 16 -
在学年数	- 16 -
年次	- 16 -
学位	- 16 -
単位	- 16 -
授業科目の履修	- 17 -
履修科目の登録の上限	- 17 -
卒業所定単位数	- 17 -
オンライン授業の修得単位数の上限	- 17 -
必修単位数一覧表（JCulP生）	- 18 -
科目種別および履修	- 20 -
論系ゼミ（ゼミ論文）	- 23 -
3. 進級	- 26 -
I. 進級条件	- 26 -
II. 未進級者（新入生を除く）の進級条件	- 26 -
III. 論系・プログラム変更の禁止	- 26 -
IV. 進級の年限	- 26 -
4. 文化構想学部・文学部副専攻	- 26 -
5. 資格取得	- 27 -
教育職員免許状	- 27 -
その他の資格	- 29 -
博物館学芸員	- 29 -
社会教育主事（任用）	- 29 -
社会福祉主事（任用）	- 30 -
図書館司書	- 30 -
学校図書館司書教諭	- 30 -
6. 試験・成績・卒業	- 31 -
I. 試験	- 31 -
II. 成績	- 32 -
III. 卒業	- 34 -
7. 学籍	- 35 -
I. 留学	- 35 -
II. 休学	- 39 -
III. 復学	- 40 -
IV. 退学	- 41 -

V. 学費未納抹籍.....	- 42 -
VI. 再入学	- 42 -
8. 学籍事務.....	- 44 -
I. 学籍番号	- 44 -
II. 学生証（身分証明証）.....	- 44 -
III. 各種証明書の交付.....	- 45 -
IV. 諸願および諸届.....	- 46 -
V. 奨学金制度	- 46 -
9. 学生生活.....	- 48 -
I. 授業時間割	- 48 -
II. 立看板、掲示物およびビラ等の配布について.....	- 48 -
III. 拡声器の使用禁止について.....	- 49 -
IV. 早稲田大学図書館・戸山図書館.....	- 49 -
V. グループ演習室・共同利用会議室の利用について.....	- 50 -
VI. コンピュータルームの利用.....	- 50 -
VII. 事務取扱い	- 51 -
VIII. 学生相談	- 52 -
①授業欠席の取り扱いについて.....	- 55 -
②授業期間中の全学休講の取り扱いについて.....	- 57 -
③キャリアセンター（キャリア形成支援・就職活動支援）.....	- 59 -
④チューデントダイバーシティセンター（SDC）.....	- 60 -
10. 早稲田大学学則および関連規程	- 61 -
(1) 早稲田大学学則（抜粋）.....	- 61 -
(2) 退学者の再入学許可期限および再入学までに経過すべき期間に関する規程.....	- 65 -
(3) 学費未納による抹籍の取扱いに関する規程（抜粋）.....	- 65 -
(4) 学生証等の取り扱いに関する規程（抜粋）.....	- 65 -
11. 学費・諸会費（20234 年度入学者）.....	- 67 -

- ・卒業まで大切に保管してください。
- ・最新の情報を必ずウェブサイト等で確認してください。
- ・就学上の不明点、問題点等がある場合は速やかに文学学術院事務所で確認してください。

1. 紹介

文化構想学部理念と歴史

文化構想学部の使命は、世界レベル・地球規模の、また、古代から現在にわたる文化学が奔流のように渦巻くなかから、新しい時代にふさわしい文化を構想していくことにあります。そのために文化構想学部では、多元的・複合的な文化の様相と構造を解明し、表象の分析と文芸の創造に取り組み、人間と社会の本質に迫ります。文化構想学部の学問的な特徴は、文化学の叡知を現代の課題で照らし、これまでの学問領域の枠組を大胆に乗り越えて、広領域的・学融合的なアプローチを実践することにあります。

文化構想学部は、2007（平成19）年4月に創設された新しい学部であり、斬新なカリキュラムを特徴としています。しかし、それまで長らく「文学部」と呼びならわしてきた学部の学問的な伝統を、新生文学部とともに受け継ぐ、由緒ある学部でもあります。

文化構想学部の歴史は、大隈重信による東京専門学校開校の8年後、1890（明治23）年9月に坪内逍遙博士らが東京専門学校文学科を創設した時にさかのぼります。東京専門学校が早稲田大学と改称された1902（明治35）年に大学部文学科となり、1920（大正9）年、新大学令により正式に大学として認められた際に、文学部として改組されました。

戦後の1949（昭和24）年、学制改革によって新制大学が発足した時に、昼間学部の第一文学部と夜間学部の第二文学部の二学部体制となりました。1962（昭和37）年には、手狭となった本部キャンパス（現早稲田キャンパス）を離れて、現在の戸山キャンパスに移転しました。以来、第一文学部と第二文学部は、キャンパスと専任教員スタッフを共有しながら、さらに歴史を重ねてきました。

そして、2007（平成19）年4月、時代の要請に応えるべく、歴史的な大改革を行って、新たな文学部とともに、文化構想学部は誕生しました。伝統的な学問の系譜を受け継ぎながらも、これまでの枠組みを乗り越えて、新しい領域へと挑戦したい——それは、時代の求めであるとともに、学生の要望であり、教員の切なる願いでもありました。そうした想いが二つの新しい学部を生み出したのです。

新生文学部が、伝統的な学問分野を深く学ぶことによって、時代の波に翻弄されることなく、確かな視点から人間の本質を理解できる人材を育成することを目的とするのに対して、文化構想学部は、人と情報が地球規模で交流し、文化が複雑に絡まりあい、多面的な様相がみられる時代を生き抜くための幅広い視野や教養をもち、柔軟で豊かな発想力を使って、新しい文化の世界をダイナミックに構想できる人材を育成することを目的としています。二つの新しい学部は、120年を超える伝統の上に立ちながらも、その伝統に甘んじることなく、変転きわまりない世界の中で、つねに斬新な思考と創造を求めながら、新しい学びの世界を開いていくのです。

—文学学術院とは—

戸山キャンパスにおいて校舎と各種施設を共有する文化構想学部、文学部、大学院文学研究科、総合人文科学研究センターを運営するのは、一つの教員組織であり、これを「文学学術院」と称しています。したがって「文学学術院」とは、狭義には教員組織を指す名称ですが、広義には上記の2学部1研究科1センターを総称する言葉でもあります。その場合には学生のみなさんも文学学術院の一員であると言うことができます。また、これらの学部・研究科・センターが使用する校舎・施設を「文学学術院構内」のように表現し、場所を示す言葉として使用することもあります。

文化構想学部における3つの方針

■ 学位授与方針 (Diploma Policy)

早稲田大学の総合性・独創性を生かし、体系的な教育課程と、全学的な教育環境と学生生活環境のもとに、多様な学問・文化・言語・価値観の交流を育み、地球社会に主体的に貢献できる人材を育成する。

学部の理念・目標

- ・文化の様相と構造を解明し、表象の分析と文芸の創造に取り組み、人間と社会の本質に迫ることによって新しい時代にふさわしい文化を構想する。
- ・文化学の叡智を現代の課題で照らし、これまでの学問領域の枠組を大胆に乗り越えて、広領域的・学融合的アプローチを実践する。

人材養成の方針

- ・人と情報が地球規模で交流し、文化が複雑に絡まりあい、多面的な様相がみられる時代を生き抜くための幅広い教養をもった人材を育成する。
- ・柔軟で豊かな発想力を使って、新しい文化の世界をダイナミックに構想できる人材を育成する。

具体的な到達目標

- ・「必修基礎演習」を通じて、専門学習に取り組むための基礎となるアカデミック・リテラシーを身につける。
- ・「必修英語」・「基礎外国語」などの履修を通じて、専門課程で十分に活用でき、また様々な場面における幅広いトピックに対応できる外国語能力を身につける。
- ・各論系に設置される「専門演習」の履修を通じて、文化研究の方法を実践的に学び、専門研究に取り組むための基礎的な能力を養う。
- ・「講義」・「選択英語」・「選択外国語」などを、論系の枠にとらわれずに自由に組み合わせて履修することを通じて、ダイナミックな学問の広がりを体験し、基礎教養を深めるとともに、自らの研究テーマを構想するための広やかな視野を得る。
- ・「論系ゼミ」または「卒業研究」のいずれかを選択し、学生相互の討論や教員による指導を通じて自らの研究テーマを確立し、学修の集大成として、一定の学問的水準と独創性を備えた「ゼミ論文」または「卒業研究」を作成・提出する。
- ・以上を含め、卒業要件である124単位以上を修得した者に、「学士」（文学）を授与する。

■ 教育課程編成方針 (Curriculum Policy)

- ・1年次には、進級後の専門学習に必要となる基礎的能力を身につけるために、アカデミック・リテラシーの養成を目的とする「必修基礎演習」、および「必修英語」・「基礎外国語」などの語学を中心に学習する。
- ・2年次からは、所定要件を満たすことにより6つの論系に進級し、所属論系の「専門演習」において、個別のトピックに基づく調査や討論、文献講読などを行う。また、文学部との共通科目群（ブリッジ科目）から、教養・専門を幅広くカバーし、古典から先端・新領域まで学ぶことができる「講義」、外国語能力にさらに磨きをかける「選択英語」・「選択外国語」などを選択履修する。

- ・3・4年次には、少人数制で2年間に亘る論系ゼミ、もしくは指導教員による個別指導に基づく卒業研究のいずれかを選択する。前者においては、学生同士が互いに刺激し合い切磋琢磨する環境を通じて、後者においては、個々に設定した研究テーマに基づく創造的な取り組みを通じて、「ゼミ論文」または「卒業研究」を完成させる。

■ 入学者受入方針 (Admission Policy)

早稲田大学では、「学問の独立」の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。文化構想学部が特に入学者に求める資質・能力は、次のとおりである。

- ・「文化の様相と構造を解明し、表象の分析と文芸の創造に取り組み、人間と社会の本質に迫ることによって、新しい時代にふさわしい文化を構想する」「文化学の叡智を現代の課題で照らし、これまでの学問領域の枠組を大胆に乗り越えて、広領域的・学融合的アプローチを実践する」という学部の理念・目標を理解し、学位取得に積極的に取り組む意欲がある。
- ・文化構想学部の基礎から専門に亘るカリキュラムを理解して、入学後の修学に必要な基礎学力を有する。また入学以前に幅広い学習と経験を積んでいる。

学科・論系

本学部には、文化構想学科の下、6論系が設置されています。Global Studies in Japanese Cultures Program (JCulP : 国際日本文化論プログラム) の学生は、1 年次より多元文化論系に所属します。また、第 1 年次から第 2 年次に進級するためには、所定の単位を修得する必要があります。なお、論系の変更はできません。

文 化 構 想 学 科

多元文化論系

複合文化論系

表象・メディア論系

文芸・ジャーナリズム論系

現代人間論系

社会構築論系

多元文化論系

世界にはそれぞれの地域に根ざした固有の文化が数多く存在し、長い年月を経て独自に培われた特色を有しています。その一方で異なる地域の文化が接点を持ち、互いに連環しあい、交じり合うことで新しい文化を生み出してきたこともまた事実です。

本論系では、このように多元的に形成されてきたさまざまな文化のありようを、その流動性と融合性に着目し、時間軸・空間軸に沿いながら総合的に研究します。その結果として、現代世界の多様な価値観を、体系的・横断的に捉えられる、幅広い視野を持った人材を育てることを目指します。

本論系は、「英語圏文化」「ヨーロッパ文化」「アジア文化」「中東・イスラーム文化」および「国際日本文化論(JCulP)」の5つのプログラムによって構成されています。世界各地の文化を地理的にカバーする一方、時間軸によって各地域を総合的・共時的に捉え、より幅広い文化研究の可能性を追求します。

本論系に学ぶ学生たちは、各自が興味を抱いた地域文化とそこで使われる言語について深く学びながら、ゼミや演習では、自分たちと違った地域や研究手法を学ぶ人たちとも席を並べて触発しあうことでしょう。そのようにして、お互いの違いを尊重しながら、柔軟性に富むしなやかな知性を備えた文化の担い手を、数多く育てたいと願っています。

英語圏文化プログラム

明治期日本の先覚者たちの多くは英語を通して外国文化を学び、英語で日本からの文化的な発信を行ってきました。21世紀の今、英語圏世界は地理的にも大きく広がり、私たちが受容する文化もハイカルチャーから民衆文化まで広範囲におよびます。先人の進取の気概を継承しつつ今この時代に固有の課題に取り組もうとする人たちに、本プログラムは多様かつ必須の科目群を提供します。また、日本からの発信力を養う上で、英語教育のあり方を検討しつつ総合的な英語能力の向上をはかることは不可欠ですが、それもまた本プログラムの重要な目標となっています。

ヨーロッパ文化プログラム

地中海の古典的な文化を基礎とすることなしに今日のヨーロッパの文化はあり得ません。また、そのヨーロッパの文化は、周辺世界からも多くのものを吸収し、ときに対峙しながら発展を見てきました。ヨーロッパ世界とその周辺世界とを並べてみると、それらの間の微妙な移り変わりや重なり合い、そして、差異の存在にあらためて私たちは気づかされます。それらの世界の歴史的・地域的に多様な要素を認識しつつ、時間的・地域的差異と共通の要因を見きわめていくことは、現代の日本社会の問題をグローバルな視点から考えるうえでも必須のことといえるでしょう。

アジア文化プログラム

現代の世界情勢の中で、アジア諸地域の間に互いの文化や歴史に関する深い相互理解を形成することは、きわめて緊急性の高い重要な課題です。アジア文化プログラムでは、この課題をみずからのものとして引き受け、日本を含むアジア地域における、古代から近現代に至る文化の諸事象や古典の叡智、文化交流について、文学・言語・思想・政治・宗教・社会・芸術・歴史学などを広く視野に収めつつ、多角的にアプローチします。時には原典資料にあたりながら、複雑に入り組んだアジア世界の多様性・多源性に向き合い、そこに宿る個別性・普遍性について深く考察することを目指します。

中東・イスラーム文化プログラム

近年、中東・イスラーム分野についての知見がますます重要になっています。多元文化論系の中東・イスラーム文化プログラムは、文学部の中東・イスラーム研究コースと並んで、中東・イスラーム分野を専門的に学ぶことが出来る、国内でも数少ないプログラムです。歴史研究のみならず、今日的な観点からも、グローバルな課題に焦点を当てつつ、中東・イスラーム社会・歴史・文化について学ぶことができます。このプログラムが扱う対象には「イスラーム」以外の中東地域の文化、「中東」以外の世界各地のイスラーム文化も含まれます。

Global Studies in Japanese Cultures Program (JCulP : 国際日本文化論プログラム)

日本文化を世界的な視野のもとに学び、かつその成果を広く世界に向けて発信できる人材の育成を目指して発足したプログラムです。特別な選考を経て入学した日本学生（日本の高校教育を修了した者）と海外学生（海外の高校教育を修了した者）がともに学び、英語で教授される授業のみで卒業要件を満たすことを原則としますが、他の授業を履修することもできます。他に、日本学生には短期留学、海外学生には日本語学習がそれぞれ課せられます。どちらも、文化構想学部の特性にのっとり、日本文化だけでなく様々な文化や学問を学ぶことも可能です。

※Global Studies in Japanese Cultures Program (JCulP : 国際日本文化論プログラム) には、当プログラム用のA0入試 (JCulP日本学生入試・海外学生入試) 以外で入学した学生は所属することができません。

複合文化論系

本論系は、社会・文化現象を総合的に研究する四つのプログラム（言語文化、人間文化、超域文化、感性文化）からなりたっています。その対象は、衣食住の生活文化にはじまり、美意識、メンタリティー、言語、文学、哲学、芸術、さらにはメディア・コミュニケーション、他者理解をも内包します。

各プログラムは、地域や時代、既成の学問ジャンルの枠をこえ、各文化圏相互の関係分析や比較研究をおこなうことによって、人間文化の複合的な構造を根本的に解き明かすことをめざします。具体的には、目で見、手で触れることのできるこの世界から不可視の領域まで、各プログラムの緊密な連携のもと、自他の文化理解をうながし、かつ実践的な場面での応用力をみがく授業が用意されています。したがって多様な科目構成と履修形態によって、広い視野とさまざまな方法（影響・対比研究、アーカイブ操作、フィールドワーク、現地実地研修、ディベートやディスカッション、プレゼンテーションの能力）を身につけることができることも本論系の特徴です。

地域や時代をこえることは同時に、外国人・留学生の視点を積極的にとりいれ、また本論系学生の留学をうながすことでもあります。そのために外国諸研究機関などとの交流をはかりつつ、国際的舞台でも活躍する人材を養成することをめざします。

ものごとを突きつめて思考する深い洞察力、専門性と広域性のバランスのとれた知識、現実を分析し困難を切り開く実践力——本論系がめざすのは、こうした能力の陶冶です。本論系に学んだ方々の進路としては、メディア・出版界、IT関連業界、サービス関連業界、国際的な企業や組織、コンサルタント、コーディネーター、教員、公務員、人文諸分野の大学院進学などがあげられます。

言語文化プログラム

ことばは人間のあらゆる精神活動の基盤です。ことばに関して研究することは、言語学者だけの仕事ではありません。人文科学を志す者にとって、ことばの問題を避けて通ることは不可能です。本プログラムは、ことばに関するさまざまなテーマに関心を抱く学生に、言語学の基礎をふまえつつ、各自の研究を自由に展開することができる場を提供します。もちろん本プログラムでは、ことばの問題を通じてさまざまな文化現象を研究することも可能です。

人間文化プログラム

本プログラムは、時間と空間の枠組みを超えて、人間文化の複合的諸相を統合的視点に立って解明することをめざします。授業に関しては、フィールドワークが重視され、その構成は理論と実践をつなぐインターフェイスの科目群からなります。まず人類学の理論と方法論を中心に体系的な習得をおこなった後、ゼミにおいては人類学の知識を実践の場に還元する応用人類学に重点を置いて学ぶことになります。

超域文化プログラム

あらゆる社会・文化活動は、言語・民族・国家・時代を超えて多様に連関しながら展開してきました。インターネットやSNSが大きな力をもつ現代では、今後、そうした傾向はますます強まるでしょう。本プログラムでは、社会、メディア、文学、芸術、アートといった各分野を、それ単体として考察するのではなく、文化や地域、時代を横断し、ジャンルを超えて、重層的に、あるいは比較対照しながら客観的に、相対的にとらえることで、人間活動全般についてのより深い理解と認識を獲得することを目的とします。

感性文化プログラム

わたしたち人間は、日々「味わい」「装い」「演じ」ながら、他者を「愛し」、そして自己の死を「恐れる」存在です。またわたしたちは、言葉によって「わたし」を物語りながら、語りえない感情をかかえた存在でもあります。しかしなぜわたしたちはそうあらざるをえないのでしょうか。感性文化プログラムはこの問いを出発点として、人間の日常の行為と情動を、文化・社会のダイナミズムにおいて論じます。それは、新たな思考と感性の可能性を探求し、クリエイティブであることの意義を確認することでもあります。制度化された学問それ自体に対しても批判的であるような新しい哲学的視野とその方法を模索し、未来型の感性学をめざすと同時に、教員と学生の共同作業を実践するなかで、文化創造に向けて脱領域的な視野と価値観を獲得することを目的とします。

表象・メディア論系

人間が生み出してきた多種多様な芸術および文化を深く知ろうとするとき、今日のわれわれにとって重要な分析ツールとなるのはメディア・身体・イメージの三つのキーワードです。このような視点から、本論系では、以下の三系統のプログラムが用意されています。

メディア論プログラムは、現代社会をかたちづくるイメージ文化がメディア技術との関連のなかでどのように作り上げられているかを問い直します。身体論プログラムは、メディア文化がどのように人間の身体と身体イメージを作り変えてきたかを問い直します。イメージ論プログラムは、メディアや身体と深く関係する新しい文化を規定するイメージのあり方を問い直します。

表象・メディア論系は、以上の三系統のプログラムを相互に関連させて知のネットワークを構成し、従来の固定的な学問領域の枠組にとらわれない横断的な研究を目指しています。政治・経済の諸問題、テクノロジーの進化、身体感覚の変容など、時々刻々と変化する動的な世界のありように目を向け、テレビ、映画、演劇、メディアアート、美術、古典芸能、文学、インターネット、新聞、アニメ、マンガ、写真、音楽など、古典から現在そして未来の表象文化や思想を、多角的な視点から学術的に分析します。

本論系は、このような研究分野の開拓を通して、新たな文化の地平を切り開く人材を養成することを目指しています。

メディア論プログラム

世界や現実は何らかのメディアを通してしかアクセスできない以上、メディアは私たちの肉体であり精神であるといえるでしょう。本プログラムは、私たちの可能性の条件を構成する多様なメディアの諸相と将来とを、哲学・社会学・文学・芸術学といった伝統的な人文科学や社会科学の観点に加え、領域を横断する複合的な視野から分析し思考します。メディアの現在・過去・未来を見通す広い視野と深さを兼ね備えた、総合的なメディア学の構築を目指しています。

身体論プログラム

現代に生きる私たちは、あらゆるものがヴァーチャル化され、どれが本物なのか、どれが実質をもったものなのか、疑問に思う場面が少なくありません。人間の身体も、例外ではありません。ヴァーチャル化され、実感を失い、浮遊しつつあるのが今日のわれわれの身体なのです。本プログラムは、私たちに唯一生きている実感を与えてくれるはずの身体と、どのように向き合ってゆくべきかを考えます。

イメージ論プログラム

本プログラムでは、視覚イメージを中心にしながら、絵画・彫刻・写真・建築等々が提示する諸イメージを理論的、原理的に考究してゆきます。そのほか、映像や造形芸術はもちろん、書画同源という言葉が示すように、言語芸術の中にもイメージの相はふんだんに存在しています。授業では、様々な時代が生みだしたイメージ群の分析と読解のあり方を学んでゆきます。

文芸・ジャーナリズム論系

文芸・ジャーナリズム論系では、文学や文化現象をフェミニズムや世界文学といった視点のもとに領域横断的に学びます。日本や諸外国の文学を対象に、その言語を用いて専門的に読むこともとても大切ですが、本論系では、翻訳も積極的に用いて、古今東西の文学作品や思想書に親しむことを重視しています。

児童文学、エンタメ、詩歌、戯曲、批評・評論、漫画、エッセイなどのさまざまな文芸ジャンルを対象とする授業が用意されており、フェミニズム批評、音楽批評、文化批評など、幅広い領域を横断的に学ぶことができます。また、書籍や雑誌などの活字媒体の流通や受容のあり方についてアプローチする方法を学ぶこともできます。

文学の多様性と文学理解の多様性を学ぶことによって、近・現代の日本、英米、フランス、ドイツ、ロシア、ラテンアメリカ、アラブ等の文学研究や文学理論、文学運動などにふれる授業から、文学をさらに広い文化や歴史といった視点からアプローチする授業などが用意され、文学研究や文化批評の基礎力を多角的に養ってゆきます。

横断的に学び、みずからの言葉を見つける

上記のように、文芸・ジャーナリズム論系では、言語を主要な表現手段とする分野を対象に、新しい学際的な視点・方法を援用して研究をすることを目指しています。

同時に、それらの対象によりよくアプローチするための言語表現をどのように磨いていくか、ということも、文芸・ジャーナリズム論系ではとても大切にしています。

学術的な知見をしっかりと習得することを前提に、小説、ノンフィクション、エッセイ、詩や短歌といったさまざまなジャンルの文章表現を実際に行う授業のほか、日本語への翻訳力を培う授業など、文章表現・文芸創作の全般にわたる授業を用意しています。つまり、「みずから言葉で表現する」ことを具体的に体験できる演習をそろえているところも文芸・ジャーナリズム論系の特徴のひとつなのです。言葉による自己表現を理論的かつ体験的に学びたい方には向いている論系だと言えるでしょう。

3・4年次の学び

3・4年次には、「翻訳・批評」「文芸研究・批評」「批評・創作実践」「テキスト読解・批評」「世界文学」「編集・メディアと批評」「ノンフィクション・創作」などのゼミが開設されています。それぞれのゼミでは、ゼミ論文の完成に向けて、ディスカッションや個別指導が行われています。

現在読むことや書くことに慣れていなくてもまったく問題ありません。本論系での学びを通じて、文学やその他の書物に親しんだり文章を書いたりすることが楽しいこと、面白いことだと感じていただけるのなら、これほど嬉しいことはありません。

現代人間論系

＜人間＞とは何か。古来よりこの問いは、あらゆる学問が抱えてきた究極の命題です。とりわけ、価値観が多様化し、人間を取り巻くあらゆる事象が複雑化・多元化する現代社会において、人間の本質を探り、「私」自身のアイデンティティを確認することはもっとも大きな課題であるといえるでしょう。しかし、物質や情報の豊かさとは裏腹に、人と人、人と社会との関係が希薄化しつつある現代を生きる人々が、その答えを見出すことは容易ではありません。

こうした問題意識に立ち、＜人間＞に対する多面的なアプローチを通じて、現代社会の諸問題に立ち向かうたくましい叡知を備えた人材を育てることが、本論系の目的です。そのために各プログラムを貫く共通のテーマを「ともに生きる」とし、「生き方」、「心」、「人と人との関係」そして「心と体の関係」といった、私たちが日常的に突き当たる問題に切り込んでいきます。その特色は次の3点です。第1に社会学、心理学、哲学、倫理学、宗教学、教育学などを基盤としながらも、その枠組みを超えて学際的・総合的にアプローチします。第2に、学びの軸足を「現代」に定め、現代人の精神構造や倫理、コミュニケーション、人生などについて探究します。第3に、少子高齢化、環境問題、企業倫理、子育て、心の問題とセラピー、生命倫理、障害、ジェンダーとセクシュアリティ、差別と排除、福祉社会など、具体的な諸課題を念頭に、思考と論究を深めていきます。

このように本論系は、現代人と現代社会の諸問題に新しい観点で向き合う教育研究の場であり、多彩な科目群と教授陣、ゼミ活動や専門演習などがこれを支えています。

「多様性を生きる人間」論プログラム

本プログラムは、論系全体のテーマ「ともに生きる」に、多様性という第二の主題を接合するプログラムです。ジェンダーとセクシュアリティ、ディスアビリティにかんする研究を基軸とし、社会学、文化研究といった学問の手法によって、現代を生きる人間の多様性とその生の諸相にアプローチします。

「関係を生きる人間」論プログラム

本プログラムは、現代社会が抱えるさまざまな問題を産み出す社会的メカニズムに対して、人間関係、子ども文化、規範意識の観点から理解を深め、社会学、教育学、倫理学のコラボレーションによって、そうした諸問題を解決するために何がなされるべきかを探求します。

「発達を生きる人間」論プログラム

本プログラムは、人間の成長・発達と現代の社会とのかかわりを総合的に学ぶプログラムです。ひとりの人間は生まれてから死を迎えるまで変化し続けます。その変化の様相は個々人で異なると同時に、全体としても一定の共通したプロセスやパターンを見出すことができます。このプログラムでは、社会学や心理学の学問的枠組みを中心とし、人間の発達や個性の形成、人生のあり方やその意味について、理論面と実証面の双方からアプローチします。

「心身を生きる人間」論プログラム

心と体は、私たち人間の基本です。体を壊すとき、心も折れてしまう。心と体の関係、そしてその総合としての人間のあり方を巡って考察するのがこのプログラムです。死や病気の問題、コミュニケーションにおける身体の役割、認知における心と体の役割などを、心理学、哲学、倫理学、そして宗教思想などの観点から、立体的に明らかにしていくことを目指しています。

社会構築論系

これからの社会のあり方（未来）を展望するとき、何が必要だろうか。社会構築論系は、歴史と理論と実践の一体化を通じて新しい社会の創出を構想することをめざします。現代社会の分析に中心をおき、歴史的・文化的な接近によってその根源的なとらえ返しをはかりつつ、社会現象の矛盾や問題点をえぐり出し、それらを克服すべき社会構築の方途とそれを担いうる主体のあり方を構想することを主眼とします。

論系は、2021年度より新たに以下の3つのプログラムで構成されます。①国家-ダイナミクスプログラムでは、これまでの社会において国家が担ってきた役割と、これからの社会において国家を越える力学を検討します。国家を動態的に捉え、社会を時間的・空間的に広く見渡し、新たな社会構築の方向性を見通す豊かな視野を開きます。②コミュニティ-創造プログラムでは、生活・生存の場である地域・都市に加え、それらよりも広い意味での、地理的区分に限定されないコミュニティを対象とします。その編成のされ方と主体形成のあり方に検討を加え、それらを通じて現実に構築すべき社会のありようと具体化のための課題を探ります。③グローバル社会-共生プログラムでは、グローバルなレベルで提起される諸現象の意味を歴史的・文化的に探りつつ、諸問題を克服して人々が共生することができる新たな社会のありようを構想します。

以上を通じて、歴史・文化に対する豊かな知識・認識を踏まえて現実のあり方と鋭く切り結び、社会の諸分野で能動的・実践的に活動することができる人格の養成をめざします。

国家-ダイナミクスプログラム

人の集合体としての社会には様々なレベルのものが存在しますが、中でももっとも基本的な単位として認識しうるのが国家です。本プログラムは国家のかたちや役割を歴史的に広く見渡すとともに、国家を越える力学にも目を向けます。中心軸は国家の成り立ちの過程、国家を越える交流または対立、国家の拡張と成熟、そして国家の変動や変容を考えていくことにあります。

コミュニティ-創造プログラム

実生活の場としての社会には地域・都市がありますが、現代社会にはウェブ上のコミュニティなどの実体のないものもあります。本プログラムは、主としてリアルなコミュニティを住民の自治という側面から検討し、その形成過程を歴史的にたどり現在のありようを検討するとともに、地域に残る文化遺産の保全と活用を考えていきます。同時にヴァーチャルなコミュニティ等、新たなコミュニティの問題についても検討します。

グローバル社会-共生プログラム

グローバル化のさらなる進行を踏まえた社会変化に対応し、本プログラムでは、共生という視点からグローバル社会を検討していきます。歴史的な視点から問うとともに、フィールド調査などもまじえながらグローバルな視野をもって現代社会を眺め分析し、人々が共に平和に生きていくための方法を考える能力を養うことが目的となります。その際に重要なキーワードとしては、平和、人権、環境、持続可能性、公正といった概念があります。

2. 履修

在学年数

1年次に所定の単位を修得すると2年次となります。入学から3年以内に2年次への進級に必要な単位を修得することができない場合は、それ以上在学することができません。

卒業するためには、2年次進級後3年以上在学しなければなりません。

進級前と進級後の在学期間の合計が8年を超えることはできません（下表参照）。

なお、休学・留学期間は、在学年数に含まれません（ただし在学扱いの留学は除きます）。

2年次進級前に要した年数	2年次進級後に在学できる年数	合 計
1年	3～7年	4～8年
2年	3～6年	5～8年
3年	3～5年	6～8年

年 次

本要項では、年次について、特別の注意書きのない限り、下記のとおり取り扱います。

状 態	年 次
新入生（未進級者含む）	1
進 級 1 年 目	2
進 級 2 年 目	3
進 級 3 年 目 以 上	4

学 位

本学部に4年以上（ただし8年を超えることはできません）在学し、所定の単位数（124単位）以上を修得して卒業した場合に、学士（文学）の学位を授けます。

なお、4年次以上の学生は春学期・秋学期の科目登録後に卒業見込判定結果を発表するので確認してください。

単 位

1単位は45時間の学修をもって構成されます。よって文学学術院に設置されている2単位の講義科目・演習科目・外国語科目は全て90時間の学修を必要とします。

授業科目の履修

90 時間の学修には、授業に出席するとともに、自ら、その授業科目の到達目標に従って学ぶことが求められます。授業は 100 分を 1 コマとし、2 単位科目では 14 回行われます。1 つの科目につき、授業のみで学修する時間は、学則に基づいて 30 時間とみなされます。残りの 60 時間（1 回の授業に対しておよそ 4 時間強）は、学生が自ら授業の予習や準備をしたり、授業の復習やまとめをしたりする時間となります。

履修科目の登録の上限

文学学術院では、各年次・学期にわたって適切に授業科目を履修させるため、卒業の要件として学生が履修する科目の単位数について、履修学年により 1 学期 22～26 単位、年間 40～44 単位を上限としています。

卒業所定単位数

卒業所定単位数は124単位です。各科目種別の必修単位数については次ページの「必修単位数一覧表(JCulP 生)」を参照してください。

なお、科目登録の際は、各年度の『科目登録の手引き』を必ず参照してください。

オンライン授業の修得単位数の上限

卒業所定単位数の124単位のうち、オンライン授業により修得する単位数は60単位を超えないものとします。

こういった科目がオンライン授業にあたるのか等の詳細については、各年度の『科目登録の手引き』を参照してください。

必修単位数一覧表（JCUIP 生）

科目種別や年次による必修単位数は下表のとおりです。下表の必修単位数だけでは、卒業所定単位数（124単位）を満たすことはできませんので、○印欄の科目群から適宜選択して履修してください（各科目の配当年次と、年間と学期ごとの登録制限に注意すること）。

1. JS生（日本学生）

（表内の数字は単位数を表す）

科目種別	1年次		2年次		3年次		4年次		必修単位数
必修基礎演習 ^{*A}	2	4	—	—	—	—	—	—	6
選択基礎演習	○		—	—	—	—	—	—	○
Academic Skills in English ^{*B}	10	4	—	—	—	—	—	—	14
Summer Session	6	—	—	—	—	—	—	—	6 ^{*C}
選択英語 ^{*D}	○	8	4	○	○	○	○	○	12
専門演習 JCUIP 指定	—		○	○	○	○	○	○	16
講義	○		○	○	○	○	○	○	○
選択外国語	○		○	○	○	○	○	○	○
専門特殊研究 フィールド実習 ^{*E} ボランティア実践	—		○	○	○	○	○	○	○
進級必要単位数	28 ^{*F}		—	—	—	—	—	—	—
専門演習	—		○	○	○	○	○	○	○
論系ゼミ ^{*G}	—		—	—	2	2	2	2	8
ゼミ論文	—		—	—	—	—	4	—	4
卒業所定単位数	—		—	—	—	—	—	—	124
年間登録制限単位数	42		40		40		44		
学期登録制限単位数 ^{*H}	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
	22	22	22	22	22	22	26	26	

以下の注意事項以外にも登録上のルール等があります。必ず、毎年度発行の『科目登録の手引き』を参照してください。

〔注〕

- * A 必修基礎演習は、1年次春学期に必修科目として自動的に登録されます（6単位）。
- * B Academic Skills in Englishは、1年次春学期に必修科目として自動的に登録されます（14単位）。
- * C Summer Sessionは、最低6単位の留学プログラムの参加が必須です。
- * D 選択英語は、1年次秋学期・2年次春学期にそれぞれ指定される必修科目を履修します（12単位）。必修科目以外は自由に選択して履修することができます。
- * E 専門特殊研究・フィールド実習・ボランティア実践の活動は、1年次の秋学期から参加できますが、成績は参加した学期の次の学期のものとなります。したがって1年次の単位にはなりません。なお、年間登録制限単位数には含みません。
- * F 進級のためには、28単位中に、必修基礎演習2単位、Academic Skills in English6単位が含まれていることが必須条件となります。
- * G 論系ゼミは、2年次秋に選択し、3年次から履修します。
- * H 学期ごとにも登録制限がありますので注意してください。

2. OS生（海外学生）

（表内の数字は単位数を表す）

科目種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		必修単位数
必修基礎演習 ^{*A}	4	—	—	—	—	—	—	—	4
選択基礎演習	○		—	—	—	—	—	—	○
日本語	○		○	○	○	○	○	○	24
選択英語 ^{*B}	8	4	○	○	○	○	○	○	12
専門演習 JCuIP 指定	—		○	○	○	○	○	○	16
講義	○		○	○	○	○	○	○	○
選択外国語	○		○	○	○	○	○	○	○
専門特殊研究 フィールド実習 ^{*C} ボランティア実践	—		○	○	○	○	○	○	○
進級必要単位数	28 ^{*D}		—	—	—	—	—	—	
専門演習	—		○	○	○	○	○	○	○
論系ゼミ ^{*E}	—	—	2	2	2	2	2	—	8
ゼミ論文	—	—	—	—	—	—	4	—	4
卒業所定単位数	—		—	—	—	—	—	—	124

年間登録制限単位数 ^{*F}	42		40		40		44	
学期登録制限単位数	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
	22	22	22	22	22	22	26	26

以下の注意事項以外にも登録上のルール等があります。必ず、毎年度発行の『科目登録の手引き』を参照してください。

〔注〕

- * A 必修基礎演習は、1年次秋学期に必修科目として自動的に登録されます（4単位）。
- * B 選択英語は、1年次秋学期・春学期に必修科目として自動的に登録されます（12単位）。
- * C 専門特殊研究・フィールド実習・ボランティア実践の活動は、1年次の春学期から参加できますが、成績は参加した学期の次の学期のものとなります。したがって1年次の単位にはなりません。なお、年間登録制限単位数には含みません。
- * D 進級のためには、28単位中に、必修基礎演習2単位、選択英語6単位が含まれていることが必須条件となります。
- * E 論系ゼミは、2年次秋に選択し、2年次春から履修します。
- * F 学期ごとに登録制限がありますので注意してください。

科目種別および履修

本学部には、以下に示す種別の科目が設置されています。- 18 -ページの「必修単位数一覧表(JCUIP生)」および〔注〕の注意事項をよく理解したうえで正しく履修してください。

年度によって、「新設」「廃止」「休講」等の変更がありますので、各年度のWebシラバス、『科目登録の手引き』および学部ウェブサイトを必ず参照してください。

①必修基礎演習

論文の読み方とレポートの書き方を中心に、文献の調べ方や論理的な思考方法、さらには大学での活動において気を付けるべきことなど、これからの学修を進めていくに当たって必要となる基礎的な情報やスタディスキルを徹底して身に付けるための科目です。

1年次に必修科目として自動的に登録されます(JS 6単位/OS 4単位)。

②選択基礎演習

クラスごとの独自のテーマに基づいた演習科目で、専門的な研究に向けた授業です。1年次の秋学期に自由に選択して履修できます(2単位)。

③Academic Skills in English

英語によって教授される科目の履修に必要な英語の運用能力を養うことを目的に、JSは1年次の春クォーターに3科目、夏クォーター(前半)に集中講義2科目、秋・冬クォーターに各1科目を必修科目として履修します。OSは春・秋・冬クォーターに講義として選択して履修することが可能です。

④Summer Session (JSのみ)

6月下旬以降、海外の大学で短期的な集中授業を受けます。履修後はその学習内容・受講時間数に応じて単位を認定します。6単位以上の修得を目指すものとなります。

⑤日本語 (OSのみ)

卒業までに24単位以上修得できるように、1年次から履修することになります。日本語の基本的な文法や4技能(聞く・話す・読む・書く)を学習する総合日本語科目や、日本語や日本文化・社会に関するテーマを設定したテーマ科目から選択して履修します。

⑥選択英語

英語で教授される科目の履修に必要な技能を身につけるための「Academic Skills(AS)」と英語で科目を学ぶ「Intensive Studies(IS)」の2つの科目群があります。このうち、「Intensive Studies(IS)」の6科目(12単位)をJS/OS合同で履修し、日本文化の基礎を学びます。JSは1年次の秋・冬クォーターと2年次春クォーターに各2科目ずつ必修科目として履修し、OSは1年次の秋・冬・春クォーターに各2科目ずつ必修科目として履修します。また必修科目以外にも選択して履修することが可能です。

⑦講義

教養・専門を幅広くカバーし、人文・社会の各分野にまたがる古典から先端領域まで学ぶことができるように用意された科目群です。すべてがブリッジ科目（文化構想学部・文学部の両方に共通で、いずれの学部の学生も履修できる科目）になっています。

⑧選択外国語

基礎外国語を通じて得た言語能力を活かして、さまざまに特化した分野について学ぶことを目的とした中・上級レベルなどの英語以外の外国語科目です。

⑨専門演習

「演習」と略称します。少人数で発表中心の授業を行います。2年次から履修することができます。

⑩論系ゼミ

「ゼミ」と略称します。所属する論系内に設置されている中から2年次秋学期に選択し、2年連続で履修する点が大きな特徴です。調査・研究・発表などを中心とする少人数の授業で、ときには課外授業や合宿などを行うこともあります（計8単位）。

⑪ゼミ論文

論系ゼミを履修した場合に、4年次に作成・提出する論文です（4単位）。専門演習や論系ゼミなどで深めた専門的な学習の集大成となります。詳細は- 23 -ページの「論系ゼミ（ゼミ論文）」を参照してください。

⑫専門特殊研究

一般の授業では扱えない高度な内容を厳しいトレーニングを通じて学ぶ、上級者向けの少人数授業です。詳しくは、- 25 -ページの「コラム」や文化構想学部ウェブサイト参照してください。

⑬フィールド実習

文学学術院専任教員が設置する実習プログラム（国内外のフィールドワークや現場実習、インターンシップなど）に参加し、その活動を卒業必要単位に認定する科目です。実習の活動報告書および成果物等を提出します。詳しくは、文化構想学部ウェブサイト参照してください。

⑭ボランティア実践

環境、人権、福祉、平和などのボランティア活動に加わり、そこで得られた体験や知見を十分に言語化したうえで活動報告書やレポートにまとめて提出し、審査の上で卒業必要単位に認定する科目です。詳しくは、文化構想学部ウェブサイト参照してください。

⑮自由科目

各年次の年間登録制限単位数（および学期ごとの登録制限単位数）に関わりなく、自由に選択・履修することができる科目です。自由科目には教職資格関連科目などがあります。

なお、自由科目は論系進級や卒業に必要な単位数に算入されません。

⑩他箇所設置科目

文化構想学部設置の科目（文学部とのブリッジ科目を含む）以外に、他学部あるいは協定他大学等で全学オープン科目（- 25 -ページの「コラム」参照）として開放されている科目を履修することができます。その場合、文化構想学部では「他箇所設置科目」として扱い、36 単位までを卒業所定単位に算入することができます（それ以上の科目は「自由科目」の扱いとなります）。他箇所設置科目は、それぞれ設置箇所や科目の種類によって取扱規則が異なりますので、『科目登録の手引き』や設置箇所で作成する要項などを参照し、十分注意の上、履修してください。

論系ゼミ（ゼミ論文）

論系ゼミおよびゼミ論文は、2年次進級後に履修すること（計12単位）となっています。

【手続きスケジュール】各項目の詳細な実施時期については、毎年度ウェブサイトにて周知します。

1. JS生（日本学生）

年次	実施期間（予定）	手続き内容
2年次	9月	ゼミ・卒業研究ガイダンス
	10月～12月	ゼミ申請／選考
3年次	3月	ゼミ科目登録（自動登録）
	6月～7月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
	9月	ゼミ科目登録（自動登録）※復学者等のみ
	1月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
4年次	3月	ゼミ・ゼミ論文科目登録（自動登録）
	6月～7月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
	9月	ゼミ科目登録（自動登録）※復学者等のみ
	1月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
	所属ゼミによる	ゼミ論文提出

2. OS生（海外学生）

年次	実施期間（予定）	手続き内容
2年次	9月	ゼミ・卒業研究ガイダンス
	10月～12月	ゼミ申請／選考
	3月	ゼミ科目登録（自動登録）
	6月～7月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
3年次	9月	ゼミ科目登録（自動登録）※復学者等のみ
	1月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
	3月	ゼミ（自動登録）
	6月～7月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
4年次	9月	ゼミ科目登録（自動登録）※復学者等のみ
	1月	所属ゼミ変更申請※希望者のみ
	3月	ゼミ論文科目登録（自動登録）
	所属ゼミによる	ゼミ論文提出

※変更される場合がありますので、必ず学部ウェブサイト等にて確認してください。

・ゼミ・卒業研究ガイダンス（JS生・OS生共通：2年次秋学期）

論系主催のガイダンスです。各ゼミについて紹介します。10月に控えるゼミ申請／選考前に興味のある分野を考える機会となりますので必ず出席してください。

・ゼミ申請／選考（JS生・OS生共通：2年次秋学期）

志望理由書や申請時までの成績、ゼミ担当教員との面接等、各ゼミに定められた方法による選考を経て、所属ゼミが決定となります。

・科目登録（JS生：3年次春・秋学期、4年次春・秋学期

OS生：2年次春学期、3年次秋・春学期、4年次秋学期）

科目登録の際、所属する「ゼミ」の科目（半期2単位）が自動登録されていることを確認してください。同様に4年次には、所属する「ゼミ」の科目（半期2単位）、および「ゼミ論文」（通年4単位）が自動登録されていることを確認してください。

・所属ゼミ変更申請（春・秋学期）※4年次からの変更は原則として4年卒業が不可。

ゼミ履修者で、申請時点のゼミ修得単位数が2単位以下の学生は他のゼミへの変更希望を申し出ることができます。申請条件・方法を春学期は6月中旬に、秋学期は12月中旬に学部ウェブサイトに掲載するので確認してください。ただし、基本的には2年次秋学期に決定となったゼミを2年間履修することが望まれます。安易な気持ちで申請する制度ではありませんので、十分に検討してください。

・ゼミ論文提出（4年次）

所属ゼミによって、提出期限や方法等が異なります。詳細は、所属ゼミが決定してからゼミ担当教員に確認してください。

提出されたゼミ論文の題目・学生氏名は各論系の刊行物・ウェブサイトに掲載することがあります。不明な点は所属論系室にお問い合わせください。

※氏名を公開する場合は、原則として本人の同意を得ることとしています。

—Waseda Moodle—

早稲田大学のLearning Management System (LMS) を「Waseda Moodle」(ワセダムードル) と呼びます。授業の担当教員からのお知らせや教材の受信、レポートなど課題の提出、小テストでの理解度確認などをオンライン上で行うことができます(利用可否ならびに利用形態は授業により異なります)。世界標準のオープンソースプラットフォーム「Moodle」をベースとしており、マルチデバイス対応、多言語利用が可能です。利用に際してわからないことが生じたら、利用マニュアルを参照してください。

MyWaseda「ホーム」→「授業支援」からログインできます。

Waseda Moodle利用マニュアル (URL: <https://wnpspt.waseda.jp/student/wsdmoodle/>)

—全学オープン科目—

早稲田大学には、学部・学年を問わず全学生が履修できる科目が数多くあります。これらの科目を総称して「全学オープン科目」と呼びます。全学オープン科目は、グローバルエデュケーションセンター(GEC)、留学センターをはじめ、学部や研究科、協定を結んでいる他大学などから幅広い分野にわたって提供されています。

学生の皆さんは、所属学部独自のカリキュラムに加えて「全学オープン科目」を選択履修し、修得した単位を所属学部の規定にしたがって卒業単位に算入することができます。所属学部の授業と学部の垣根を越えた総合大学ならではのスケールで学ぶことのできる全学オープン科目を上手に組み合わせて、自分の世界を広げ、学ぶことの楽しさを実感してください。

—専門特殊研究—

一般の教室の授業では扱えない高度な原典講読や資料解読、数理系の問題演習など、少人数での厳しい訓練を内容とした研究会での成果を、学部での履修単位として認定する科目です。学期のはじめに、開講予定の研究会のテーマと参加方法等が掲示されます。授業は、教室ではなく、研究会ごとに担当教員の研究室などで行われます。学期ごとに通常授業の14回相当以上実施されますが、夏季・冬季・春季休業期間中に合宿形式で集中的に行われることもあります。学期終了後、十分な成果を収めた学生についてのみ、単位が認定されます。「専門特殊研究」の履修には、相応の用意と覚悟が必要ですが、大学院の授業の内容や形式を先取りして経験できるものであり、意欲のある学生はチャレンジしてみることをおすすめします。

3. 進級

I. 進級条件

1年次から2年次に進級するためには、入学後1年以上の在学ならびに卒業所定単位数（自由科目・認定科目（認定等で単位が付与された科目）を除く）のうち28単位以上の修得が必要です。また28単位中に以下の単位が含まれている必要があります。

日本学生（JS）・・・必修基礎演習(JCuIP)2単位、Academic Skills in English6単位

海外学生（OS）・・・必修基礎演習(JCuIP)2単位、選択英語6単位

※冬クォーター終了後の進級判定では、春季集中科目など2月以降に開講される科目や2月上旬までに授業を終了しない科目について、判定対象から除きます。夏クォーター終了後の進級判定では、夏季集中科目など、8月以降に開講される科目や8月上旬までに授業を終了しない科目について、判定対象から除きます。これらの科目を含めずに進級条件を満たすよう科目登録を行ってください。なお、新入生の最初の進級判定は4月入学の日本学生(JS)は冬クォーター終了後、9月入学の海外学生(OS)は夏クォーター終了後となります（ただし、休学期間がある場合はこの限りではありません）。

II. 未進級者（新入生を除く）の進級条件

当年度の履修科目については、前記 I の進級条件に満たない分を登録・履修してください。ただし、それに加えて登録制限単位数の範囲内であれば、講義科目・選択英語科目・選択外国語科目を履修しても差し支えありません。なお、未進級者（新入生を除く）については、セメスター終了ごとに進級判定を行います。

III. 論系・プログラム変更の禁止

JCuIPの学生は1年次から多元文化論系に所属しています。所属論系の変更ならびに多元文化論系の他のプログラムへの変更はできません。

IV. 進級の年限

文化構想学部においては、未進級者の在学可能な期間を3年間とします。3年間で進級に必要な単位を修得できない場合は、学則第45条の2 第2号の規定により措置退学となります。

なお、休学期間は、在学年数に含まれません。

4. 文化構想学部・文学部副専攻

文化構想学部・文学部副専攻は、所属の論系・コースにおいて主専攻となる専門領域を学びながら、その他の学問分野を体系的に学ぶことができる制度です。主専攻の補強となるだけでなく、新たな強みの獲得が可能になります。文化構想学部・文学部の枠を超えて興味がある学問分野を選び、積極的に履修してください。

文化構想学部・文学部副専攻の指定科目を必要単位数修得することにより、副専攻修了証明書等を発行することができます。それにより、就職活動の時などにも、自分が学んできた学問の幅を知ってもらうことができます。詳細は、学部ウェブサイトで確認してください。

5. 資格取得

教育職員免許状

JCuIPを含む文化構想学部 of 全学生は、国籍に関わらず、日本の中学・高校の国語・社会・地理歴史・公民・英語の教員免許を取得することができます。教育学部の教職課程関連科目は、ほぼ全て日本語で行われます。そのため、教員免許の取得を希望する学生は、教職課程関連科目を履修できるだけの、高い日本語能力が必要です。詳細は、教育学部が発行する「教職課程履修の手引き」と文化構想学部が発行するJCUIP学生向けの科目登録の手引きをご覧ください。教職課程履修のための案内は、全て日本語でのみ記載されております（英語版はありません）。また教職課程履修のための言語サポート也没有ありません。

9月にJCUIPに入学する学生は8セメスター目に履修する教育実習演習の後、9セメスター目に教職実践演習を履修しなければならないため、教員免許取得のために少なくとも4年半が必要です（4年卒業ができなくなります）。

I. 免許状の種類・教科

1. 本学部が文部科学省から認定を受けている免許状の種類は、次のとおりです。
 - ① 中学校教諭1種免許状（以下「中一」）
 - ② 高等学校教諭1種免許状（以下「高一」）
2. 上記①②の免許状のうち、本学部で取得できるものは、以下の教科です。

中一	国語 社会 英語
高一	国語 地理歴史 公民 英語

II. 取得要領

「科目登録の手引き」「教職課程履修の手引き（教育学部発行）」を参照してください。必ず最新年度のものを確認してください。

III. 取得見込判定

4年次以降で「教育実習演習」を履修中もしくは単位修得済の方を対象に、春・秋学期科目登録後に卒業見込判定結果と同時に教員免許状の取得見込判定結果をWeb成績照会画面にて発表します。教科については、教科教育法の単位修得状況・科目登録状況にて判断します。希望する免許種・教科の判定が行われていない場合は判定結果発表後、定められた期間内に文学学術院事務所まで申し出てください。

IV. 申請要領

教員免許状の申請には、以下の2通りの方法があります。

1. 一括申請

3月卒業見込者で一定の要件を満たす場合は、大学が本人に代わり、申請書を取りまとめて東京都教育委員会へ一括申請し、卒業式当日に教育職員免許状を手渡せるように取り計らっています。なお、一括申請の方法、日程、要件等については、4年次の6月頃、文化構想学部ウェブサイト等で発表します。

2. 個人申請

卒業後、住民票のある都道府県の教育委員会もしくは、教員として勤務予定の学校が所在する都道府県の教育委員会に各自が申請してください。

- ① 教育職員免許状は、各都道府県の教育委員会から授与されます。授与された教育職員免許状は日本全国で通用します。
- ② 教育職員免許状の氏名等の書き換え、罹災による再交付は、各自が交付を受けた各都道府県の教育委員会で行ってください。
- ③ 教員採用手続きに必要な教育職員免許状取得見込証明書は、取得見込のある4年次生以上に発行します。
- ④ 在学中に所定単位を満たせなかった場合は、卒業後、免許法認定通信教育によるか、課程認定のある大学の科目等履修生として、不足科目を補うことにより、教育職員免許状を取得することができます。
[注] 本大学の科目等履修生になるには別に定めがありますので、可否を含めて文学学術院事務所に問い合わせてください。
- ⑤ 専修免許状の取得を希望する場合は、学部で1種免許状の取得要件を満たした後、大学院に進学し、所定の単位を修得する必要があります。

その他の資格

文化構想学部では以下の資格や資格の一部、国家試験受験資格の一部の取得が可能です。履修方法等の詳細については、教育学部発行の「教職課程履修の手引き」および文化構想学部の「科目登録の手引き」を参照してください。設置科目等は毎年変更になる可能性があります。必ず最新年度のものを確認してください。

単位を修得した後、実際に資格を活用するには試験合格や公務員任用など一定の条件が必要となる場合があります。詳しくは関係省庁や資格管轄各団体のウェブサイトなども参照してください。

博物館学芸員

職務内容

- 博物館資料の収集、保管、展示および調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員です。
- 勤務場所：博物館・美術館・資料館など。

資格取得要件

以下の**すべての項目**を満たす必要があります。

- 学士の学位を取得すること（本学を卒業すること）
- 博物館学芸員資格に必要な科目の単位修得

社会教育主事（任用）

※公務員等として勤務することによって活用できる資格です

職務内容

- 都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。地域での様々な学習・文化事業の企画・実施を行うと同時に、子どもから大人までの学習者や社会教育団体の指導者等、社会教育を行っている人々に対してより専門的で的確なアドバイスを提供し、サポートする仕事です。
- 2020年度以降の新課程で必要な科目の単位をすべて修得した場合は、社会教育士と名乗ることができます。社会教育士は NPO や企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されます。
- 勤務場所：児童館、公民館、生涯学習センターなど。

資格取得要件

大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、且つ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補等の職にあった者（同法第9条の4抜粋）

本学では以下の**すべての項目**を満たすことで、社会教育主事資格の**一部**を修得できます。
(上記取得要件のとおり、本学で必要科目単位の修得をただけでは、社会教育主事の取得要件をすべて満たすことはできません)

- 大学に2年以上在学して62単位を修得すること
- 社会教育主事資格に必要な科目の単位修得

社会福祉主事（任用）

※公務員等として勤務することによって活用できる資格です

職務内容

- 社会福祉法で定められた任用資格（国家資格ではありません。社会福祉士との混同に注意）で、保護や援助を必要としている人の相談・指導・援助を行うことを職務とします。
- 勤務場所：都道府県の福祉事務所、市町村役所、障害者福祉施設、病院、保健所、老人福祉施設、老人保健施設、障害児関連施設など。

資格取得要件

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者（同法第19条第1項第1号）。

図書館司書

職務内容

- 図書館法で定められた資格で、図書館等の専門職員です。都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注および受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行います。
- 勤務場所：公共図書館、大学図書館、専門図書館（企業の資料センター）、書籍流通業、大型書店など。

資格取得要件

以下の**すべての項目**を満たす必要があります。

- 学士の学位を取得すること（本学を卒業すること）
- 図書館司書資格に必要な科目の単位修得

学校図書館司書教諭

※同時に教員免許状の取得も必要です

職務内容

- 教科を担当できる教員が学校で教鞭を執ると同時に、小学校・中学校等の図書館を管理・運営し、学校教育に寄与しながら情報化社会を生きる生徒たちの教養を育成することを目的とした資格です。図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、これを児童又は生徒および教員に貸し出しすることが業務になります。
- 勤務場所：小学校・中学校の図書室など。

資格取得要件

以下の**すべての項目**を満たす必要があります。

- 中学校または高校のいずれかの教員免許状を取得
- 学校図書館司書教諭資格に必要な科目の単位修得

6. 試験・成績・卒業

I. 試験

1. 試験の方法

主に筆記試験・レポート・口述試験の3種です。

試験における注意事項は、学部ウェブサイト等で確認してください。

2. 試験の実施形態

試験実施形態には、以下の3つがあります。

(1) 理解度の確認

通常授業期間内に、まとめとして教場で行う試験です。

(2) 定期試験（セメスター科目のみ）

春学期末および秋学期末に別途「定期試験時間割」を組んで行う試験です。定期試験は、通常の授業期間と実施時間・教室が異なるので注意してください。

(3) レポート

各学期末に担当教員によって指示された題目に対して、レポートを作成し提出する形で行う試験です。

3. 未済試験（セメスター科目のみ）

やむを得ない理由で「理解度の確認」あるいは「定期試験」を受験できなかった者に対して行う試験です。

未済試験の受験を希望する者は、所定の「未済試験受験票」に加えて、以下の資料を添えて文学学院事務所に提出してください。未済試験は受験料を徴収する場合があります。

- ・ 公共交通機関の遅延による欠席の場合

…「遅延証明書」

- ・ 他学部設置科目と試験時間帯が重複したことによる欠席の場合

…該当箇所発行の「受験証明書」

- ・ 病気・怪我による欠席の場合

… 試験当日の日付が記載されている「診断書」又は保健センターの「利用者記入用紙」のコピー

- ・ 就職活動（面接）による欠席の場合 ※インターンシップは対象外

…「就職活動証明書」※学部ウェブサイト掲載

- ・ 忌引きによる欠席の場合

…会葬礼状等 ※対象、日数は「授業欠席の取り扱いについて」に準ずる

その他、正当な事由と認められる場合に受験が許可されます。

4. 他箇所設置科目の試験について

他箇所設置科目の試験については、科目設置箇所の規定に従ってください。

5. 試験における不正行為について

試験に際して不正行為があった場合は、厳重な処分を行います。ここでいう試験には、筆記試験、レポートおよび口述試験の他、ゼミ論文・卒業研究も含まれます。筆記試験においてカンニングを行うこと、レポート、ゼミ論文・卒業研究において他者の作成したものを自分の名前で提出すること、^{ひようせつ}剽窃（出典を明記しない引用、引用箇所と自分の文章が区別されていない引用）を行うこと等は、すべて不正行為にあたります。

（注）試験における不正行為に関して、本学の学術院長会の申し合わせによる処分基準は以下のとおりです。

試験における不正行為者に対する処分は原則として停学とし、停学に付随する措置として、履修している全科目を無効とする。

1. 停学期間は3ヵ月を基準とし、各箇所の事情および本人の反省等の状況に鑑み、短縮・延長することができる。
2. 不正行為の軽重、当該学生の反省の程度、当該箇所の慣習等、個々の事情を勘案した上で、学則上の他の処分を付することをさまたげない。

Ⅱ. 成績

1. 成績の判定

成績は試験および出席状況等により総合的に判定します。

出席不良の場合（個々の科目につき出席が総授業回数の3分の2に満たない場合）は、試験の成績の如何にかかわらず、原則として不合格とします。

2. 成績の表示

成績は以下の表示によります。

点 数	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下	点数なし	合 格	不 合 格
成 績 証 明 書	A +	A	B	C	記載されません		P	記載されません
英文成績証明書	A +	A	B	C	"		Completed	"
Web 成績 照会画面 (成績通知書)	A +	A	B	C	F	G	H	Q

成績は、Web成績照会画面（成績通知書）でいう「A +・A・B・C」（60点以上）を合格、「F・G・H」を不合格とします。「F」は出席状況は良好であるが、成績不良のもの、「G」は点数の如何にかかわらず、出席状況が不良のもの（原則として、出席が総授業回数の3分の2に満たない場合）、「H」は試験欠席等で評価できないものです。

また、学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる科目については、Pを合格とし、Qを不合格とします。

3. GPA

(1) 計算式

科目の成績評価に対してGrade Pointと呼ばれる換算値（A＋は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、不合格は0点）が決められています。

それぞれの「科目の単位数」と「成績評価のGrade Point」の積の総和を「総登録単位数」で割って、スコア化したものがGPA（Grade Point Average）です。

総登録単位数には、不合格科目の単位も含まれます。

これを式で表すと、次のようになります。

$$\frac{(A+ \text{修得単位数} \times 4) + (A \text{ 修得単位数} \times 3) + (B \text{ 修得単位数} \times 2) + (C \text{ 修得単位数} \times 1) + (\text{不合格科目単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数 (不合格科目を含む)}}$$

※GPAは、小数第2位まで表示します（小数第3位は、四捨五入とします）。

(2) 対象科目

卒業算入対象科目として登録した科目が対象となります。

ただし卒業算入対象科目でも、以下の成績評価の場合はGPA計算の対象から除外されます。

『P』および『Q』 「Summer Session」等に対して付与される合否のみの評価
『N』 単位認定等で付与される認定の評価

(3) GPAの通知・証明

GPAは、Web成績照会画面（成績通知書）にて確認できます。なお「成績証明書」にGPAは記載されませんので、GPAの証明が必要な場合は、「GPA証明書」を別途取得してください。

4. 成績通知・発表

成績は、春学期科目については9月上旬、夏季集中・春夏期科目については秋学期1次登録開始前までに、秋学期・通年・春季集中・夏秋期科目については3月上旬の所定期日に発表します。単位修得状況を確認し、科目登録の際の参考にしてください。成績発表日等の詳細は文化構想学部ウェブサイト等にて発表します。なお、他大学設置科目の成績は設置大学により発表期間が異なります。

また春学期末（9月）ならびに秋学期末（3月）には保護者等宛に「成績通知書」を郵送します（但し、卒業が決定した場合、送付は行いません）。

5. 不合格成績照会

発表された成績が不合格評価（F・G・HおよびQ）であった場合に、事務所を介して担当教員への不合格評価の理由を照会できます。

(1) 受付方法：文化構想学部ウェブサイト等にて発表します。

(2) 受付日時：文化構想学部ウェブサイト等にて発表します（原則として成績発表日当日とその翌日）。

(3) 注意事項：

- ・出席が総授業回数の3分の2に満たない、試験を欠席した、など、明らかに不合格にあたる場合は照会できません。
- ・グローバルエデュケーションセンターなどの他箇所設置科目の照会は、文学学術院事務所で受け付けません。照会の可否を含め、科目設置箇所に問い合わせてください。
- ・合格科目の評価に関する照会はできません。
- ・いかなる理由があっても申請期間以外での受付は行いません。
- ・また、申請理由に成績変更・卒業（進級等）への懇願と見受けられる文言が含まれていた場合、教員への取次は行いません。

6. 入学前修得単位認定

文化構想学部1年生として入学した学生で、早稲田大学の他学部や高校生特別聴講制度、早稲田大学以外の大学等（短大・高等専門学校含む）で修得した単位がある場合、希望者に限り本人が申請し、教授会にて適当と認められたもののみ、所属学部の卒業所定単位への算入単位として認定を行います。

- ・大学・短期大学（日本国外に所在するものも含む）の場合、当該大学で学位取得のために修得した単位は認定できません。（卒業した大学・短期大学の単位は認定をしません。）
- ・高等専門学校については、3年次修了以降に卒業をせず退学した場合で3年次修了以降（4年次～5年次）に修得した単位、もしくは専攻科の単位のみが認定の対象となります。
- ・体育科目（スポーツ理論含む）は文化構想学部では卒業所定単位に算入されないため、認定できません。
- ・当制度による認定単位は進級に必要な単位としては換算されません。
- ・高校生特別聴講制度にて文化構想学部設置科目を受講し、単位認定を受けた場合でも、正規生として入学後、同一科目が設置されている場合に、当該科目を再度受講することは可能です。
- ・手続きの日程等、詳細については文化構想学部ウェブサイト等で確認してください。
- ・認定単位の評価は「N（認定）」となります。そのため GPA 算出の対象からは除外されます。また認定単位は、成績証明書には記載されません。
- ・申請は1年次の所定期間中に限り、2年次進級以降は受け付けません。

Ⅲ. 卒業

卒業必要単位を修得し、定められた卒業要件（卒業必要単位数124単位以上の修得、2年次進級後の在学年数3年以上、学費の完納）を満たすことで、卒業し学士（文学）の学位を取得することができます。卒業時期は以下の通りとなります。

要件を満たした場合、自動的に卒業となります。卒業の時期は3月と9月の2回あります。

7. 学籍

学籍の異動（留学・休学・退学・再入学）に際しては、保護者等の承諾を必要とします。

※諸制度は、今後取り扱いが変更になる場合があります。変更になった場合は、学部ウェブサイト等により告知します。

I. 留 学

1. 定 義

「留学」とは、次の（１）または（２）に該当するものをいいます。

- （１）教授会の許可を得て、外国の大学またはこれに相当する高等教育機関（大学附属の語学学校等）に1学年または1学期相当期間在学し、教育を受ける場合。
- （２）外国の大学または国内の大学（同志社大学）との協定に基づき、本大学の選考および教授会の議を経て派遣される場合。

2. 情報の入手先

- （１）早稲田大学留学センターウェブサイト
(URL: <https://www.waseda.jp/inst/cie/>) [随時更新]
- （２）『留学の手引き』（留学センター発行、文学学術院事務所および留学センターにて配布）
- （３）Waseda Global Gate（22号館1階）

3. 相談窓口

- （１）私費留学の手続き方法や必要書類について
 - （２）単位認定や留学後の科目履修について
 - （３）各種留学プログラムについて→Waseda Global Gate（22号館1階）
- 文学学術院事務所

4. 留学の種類

- （１）長期留学（1年間または半期）

進級前の留学は認められません。また、留学決定後でも進級できなかった場合は留学許可が取り消されます。各プログラムの詳細については『留学の手引き』を参照してください。

① 留学プログラム名称

A) Exchange Programs (EX)

大学間あるいは箇所間の交換協定に基づき留学するプログラムです。留学期間は原則として1学年相当期間ですが、1学期間のものもあります。最初から比較的高い語学力が要求され、現地の学生と共に通常科目を履修するプログラムが一般的です。ただし、一部外国語学習を中心としたプログラムもあります。人数枠は通常各校1～3名です。留学中の科目履修、住居手配等においては、他の留学生よりも優先されるなどの利点があります。学費は原則として本学に支払い、留学先大学の学費は免除されます。

B) Customized Study Programs (CS)

留学先大学が早大生のために定めるカリキュラムに参加するプログラムです。大きく分けて、最初から通常科目を履修できるプログラムと、外国語学習を中心としながら、語学レベルに応じてテーマに基づいたカリキュラムを履修するプログラムの2種類があります。留学期間は原則として1学年相当期間ですが、

1学期間のものもあります。学費は原則として本学のものは免除になり、留学先大学に所定のプログラムフィーを支払います。

C) Double Degree Programs (DD)

本学在学中にダブルディグリーのカリキュラムを提供する大学に留学し、所定の要件を満たせば、卒業する際に本学の学位と留学先大学所定の学位の両方を取得できるプログラムです。留学先大学におけるダブルディグリー課程修了のためには、外国語に関する高度な読解力、聴解力、会話力が求められるため、参加希望者の語学力については特に厳格な審査を行います。なお、プログラムによって、対象学部・研究科、学費および期間が異なります。

② プログラム種別

上述の①A)～B)のプログラムは更に、以下の2種類に分類されます。

a) Regular Academic Programs

留学先大学の通常カリキュラムの中で、現地の学生と共に通常科目を履修します。

b) Language Focused Programs

留学先大学では外国語を中心として学習しますが、一部、通常科目を履修することが可能な場合もあります。

プログラム名称	プログラム種別	略称
Exchange Programs (EX)	Regular Academic Programs	EX-R
	Language Focused Programs	EX-L
Customized Study Programs (CS)	Regular Academic Programs	CS-R
	Language Focused Programs	CS-L

(2) 私費留学（長期）

個人で留学先の教育機関を選定し、入学を許可され留学するものを指します。進級前の留学は認められません。また、留学決定後でも進級できなかった場合には留学許可が取り消されます。

(3) 同志社大学への派遣留学

- ・派遣年度の4月1日現在で、2年次生以上を対象とします。
- ・早稲田大学での所属学部・専攻にかかわらず、同志社大学の学部・専攻を自由に希望することができます。
- ・学費は早稲田大学に納入し、同志社大学の学費は免除となります。ただし実習料等は自己負担となります。

派遣期間	派遣時期	募集要項・願書の配布
1年間	4月～翌年3月まで	派遣前年の9月
春学期の半年間	4月1日～9月20日	派遣前年の9月
秋学期の半年間	9月21日～翌年3月31日	派遣年の3月

※注意

海外渡航期間が数週間程度の語学学習および異文化体験を中心とした特別留学プログラムが、留学センター等によって夏季や春季に提供されていますが、学籍上の「留学」の扱いにはなりません。

5. 必要な手続き

学籍上の「留学」と認められるためには、出発前と帰国後に学部が指定する手続きを行う必要があります。手続きの詳細は学部ウェブサイトにてお知らせします。

6. 留学期間

在学中に留学できる期間は、原則として1年以内です。ただし、特別の事情がある場合は、教務主任との面接および教授会の議を経て留学期間の延長または再留学が許可されます。なお、交換留学の留学期間は、当該協定の定めるところによります。

留学期間は、1年留学の場合は①9月21日～翌年9月20日、②4月1日～翌年3月31日、半期留学の場合は①9月21日～翌年3月31日、②4月1日～9月20日のいずれかとなります。

7. 在学年数の取扱い

Exchange Programsおよび私費留学については、単位認定の結果により、留学期間のうち1年または1学期を本大学の在学年数に算入できる場合があります。希望者は留学前に文学学術院事務所に相談し、帰国後の復学手続き時および単位認定手続き時に正式に申し出てください。なお、Customized Study Programs やDouble Degree Programs、同志社大学への派遣留学の場合は、留学期間を在学年数に含みます。

8. 留学期間中に修得した単位の認定（希望者のみ）

1年または半期留学については、留学期間中に留学先の大学等において修得した単位のうち、教務主任による書類選考または面接の結果に基づき教授会が適当と認めたものに限り、36単位まで卒業に必要な単位として認定します（ただし、他箇所設置科目登録単位数と合わせて60単位までを上限とします）。

単位認定を希望する場合は、帰国後、成績証明書（原則として英文）、単位認定を希望する科目に関するレポート、講義要項・教科書・ノート等、および単位認定申請書を指定日までに提出してください。

短期・クォーター留学についても、単位認定が認められることがあります。詳細は学部ウェブサイトをご確認ください。希望者が自ら申請する必要があります。

9. 留学期間中の学費

私費留学の場合は、当該学期の早稲田大学の学費等として5万円を徴収します。また、私費留学者が卒業に必要な単位として単位認定を受け、かつ留学期間を在学年数に算入する場合は、単位認定料を徴収します。

Exchange Programs（一部除く）、Double Degree Programsの場合は、早稲田大学の学費を徴収します。Customized Study Programsの場合は早稲田大学の学費を免除しますが、別途プログラム毎に設定されたプログラムフィーを支払う必要があります。詳細は『留学の手引き』を参照してください。

10. 年度途中で留学する場合の科目の取扱い

（1）年度の途中（9月）から1年間留学する場合

- ① 通年科目については、原則として出発年度の春学期と帰国年度の秋学期を併せて履修することによって、単位を修得することができます。その場合、「履修保留／継続履修」制度の申請をする必要がありますので、留学出発前に必ず学部ウェブサイトをご確認ください。ただし、科目内容・担当教員変更・科目廃止等の理由から「履修保留／継続履修」対象外となる場合があります。また、対象となる通年科目は他箇所設置科目となり、「履修保留／継続履修」の可否は科目を設置する箇所の判断によります。他大学提供科目については、帰国後の継続履修はできません。

出発年度の試験実施日またはレポート提出日等が留学のスケジュールと合わない場合は、当該科目担当教員と対応方法を出発前に相談してください。

- ② 夏季集中講義科目については、出発年度に開講される科目は受講対象となります。帰国年度の科目は原則、受講の対象となりませんが、帰国後登録できることがあります。詳しくは学部ウェブサイトをご確認ください。

(2) 夏クォーターまたは冬クォーターにクォーター期間で留学する場合

春クォーターまたは秋クォーターまで履修したセメスター科目または通年科目について、翌学期以降、翌年度以内に継続して履修できることがあります。その場合、「履修保留／継続履修」制度の申請をする必要がありますので、留学出発前に必ず学部ウェブサイトをご確認ください。ただし、科目内容・担当教員変更・科目廃止等の理由から「履修保留／継続履修」対象外となる場合があります。

なお、この場合、学籍は「在学」のままで学費は所定額を徴収します。

11. 留学許可の取消し

留学が許可された場合でも、留学生として不適当であると認められるような事態が生じた場合は、教授会の議を経て留学の許可を取り消すことがあります。

Ⅱ. 休 学

1. 休学の定義・必要書類

病気や経済的な理由、海外研修等の理由により、2ヶ月以上授業に出席できない場合は、休学を願い出ることができます。休学を願い出ることが可能な理由や必要な根拠書類については、学部ウェブサイトにて確認してください。願い出の内容を確認し、休学の理由が正当なものと認められる場合のみ、教授会の承認をもって、休学を許可します。

2. 休学に必要な手続

学部ウェブサイトに記載の手順に従い、所定の休学願および必要書類を提出してください。なお、春学期は6月1日以降、秋学期は12月1日以降、休学願は受け付けられません。

※必要に応じて教務主任が面接を行います。

3. 休学期間等

休学は原則として学期ごとに許可されます。連続した学期で休学する場合でも、学期ごとに休学を申請して教授会の承認を得る必要があります。なお、休学期間は通算して4年を超えることはできません。

4. 在学年数の取扱い

休学期間は、在学年数に算入しません。

5. 休学期間中の学費等の取扱い

休学中の学費等は、下表の区分により学費納入期日までに納めてください。また、入学と同時に休学する学生については、所定の学費等を徴収します。

		春学期 休学			秋学期 休学		
申 請 日		～4/30	5/1 ～5/31	6/1～	～10/31	11/1 ～11/30	12/1～
春学期	授業料	5 万円 (在籍料)	所定額	休学を 認めない			
	実験実習料・学 生読書室図書費	免除					
秋学期	授業料				5 万円 (在籍料)	所定額	休学を 認めない
	実験実習料・学 生読書室図書費				免除		

- ・上記に加えて、各学期に学生健康増進互助会費1500円を徴収します。
- ・申請日とは、「休学願」に学生・保護者等が記入・捺印の上、本学部提出する日のことです。
- ・所定額とは、休学せず通常通り在学する場合と同等の学費等の額のことです。
- ・休学願の提出時期によっては、口座振替処理日程の関係で一時的に所定額が請求される場合があります。教授会で正式に承認され、徴収すべき額と実際の引落金額に差額が生じた場合は後日返金されます。

6. 履修中の通年科目の取扱い

秋学期から1年間休学した場合、「履修保留／継続履修」制度の申請を行うことで、履修中の通年科目（他大学等設置の科目を除く）については、復学した年度の秋学期から引き続き履修して単位を修得すれば、復学した年度の単位として認めます。ただし、科目内容・担当教員変更・科目廃止等の理由から、「履修保留／継続履修」対象外となる場合があります。また、対象となる通年科目は他箇所設置科目となり、「履修保留／継続履修」の可否は科目を設置する箇所の判断によります。他大学提供科目については、復学後の継続履修はできません。休学前に必ず学部ウェブサイトをご確認ください。

Ⅲ. 復 学

1. 復学手続について

許可された留学・休学が終了した後は復学となります。必要な手続は、復学予定日1ヶ月前までに学部から通知します。

2. 留学・休学の復学日

留学・休学期間終了後の復学日は、以下のとおりです。

4月 1日～ 9月20日の留学・休学	}	9月21日
9月21日～翌年 9月20日の留学		

4月 1日～翌年 3月31日の留学	}	4月 1日
9月21日～翌年 3月31日の留学・休学		

IV. 退 学

(1) 任意退学

○自ら退学を願い出た場合、教授会等の承認を経て、任意退学を認めることがあります。その場合は、「退学願」（保護者等連署）に学生証を添えて願い出てください。

※必要に応じて教務主任が面接を行います。

○学期の途中で退学する場合でも、退学願提出時期によってはその学期の学費を納める必要があります（下表参照）。

申請日	春学期		秋学期	
	4月1日～ 4月14日	4月15日～ 9月20日	9月21日～ 9月30日	10月1日～ 3月31日
退学日	前年度3月31日	申請日又は 9月20日	9月20日	申請日又は 3月31日
当該学期の 学費等の取扱い (注)	徴収しない	徴収する	徴収しない	徴収する

※学費等とは学費および諸会費を指します。

(注) 入学した学期に該当する場合は、入学手続き時に徴収済。

(2) 措置退学

以下の場合、教授会等の議を経て、措置退学となります。

- ①所定の在学年数を満了した場合
- ②学部が定める一の学年から次の学年へ進むための要件を満たすべき期間を過ぎた場合（本学部においては2年次未進級のまま在学期間3年を過ぎた場合）
- ③正当の理由がなく、学部が定める出席基準を満たさない場合
- ④学業を怠り、学部が定める必要単位数を一定期間内に満たさない場合
- ⑤学費未納の場合

学費未納の場合は、自動的に抹籍となり、学費が納入されている最終学期の末日に遡って措置退学とみなします。未納期間の学籍および成績は無効になります。詳細は後述「V. 学費未納抹籍」を参照してください。

(3) 懲戒退学

本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した場合は、懲戒退学になることがあります。

V. 学費未納抹籍

当該学期の学費が以下の学費納入期限までに納入されなかった場合は、翌日に自動的に抹籍とされ、最終の学費が納入された学期末に遡って措置退学となります。

未納学費	学費振替日	自動的に抹籍となる日	学費延納願提出時の学費納入期限※	遡って退学とみなす日
春学期	5月初旬	9月20日	翌年1月9日	3月31日付
秋学期	10月初旬	翌年3月31日	翌年6月30日	9月20日付

※ 金融機関にてお振込みいただく必要があるため、納入期限が土・日・祝日の場合はご注意ください。

- ・ 延長生の学費振替日は、春学期分は7月初旬、秋学期分は12月初旬となりますので注意してください。
- ・ 「学費延納願」には所定の書式があります。文学学術院事務局または学部ウェブサイトより入手してください。
- ・ 学費の納入期日に納付を怠った者が自動的に抹籍となる日より前に、特別の事情により文学学術院事務局所定の書式を用いて退学を願い出たとき（保護者等連署）は、教務主任と面接の上、認められることがあります。この場合にも最終の学費が納入された学期末に遡っての措置退学となります。

VI. 再入学

下表（「再入学の許可の可否について」）において、再入学が許可される可能性がある退学者が再入学を願い出た場合、成業の見込みがあると判断された場合に限り再入学が許可されることがあります。

○再入学の許可の可否について

退学の種類		許可の可否
任意退学		許可されることがある。
措置退学	所定の在学年数を満了した場合	許可されない。
	学部が定める一の学年から次の学年へ進むための要件を満たすべき期間を過ぎた場合	許可されない。
	正当の理由がなく、学部が定める出席基準を満たさない場合	許可されることがある。
	学業を怠り、学部が定める必要単位数を一定期間内に満たさない場合	許可されることがある。
	学費未納により措置退学とみなされた場合	許可されることがある。
懲戒退学		原則として許可されない。 ※懲戒による退学処分に付された日から起算して2年を経過した者からの申し出により、改悛の情が顕著であり、かつ、成業の見込みがあると認められた場合には例外的に再入学が許可されることがある。

備考：

- ・退学した日の属する学期の翌学期に再入学することはできません。
- ・再入学を許可された場合、既修の科目の全部または一部を再び履修する場合があります。
- ・再入学は1度限りとします。
- ・本学部においては、未進級者の在学可能な期間を3年間と定めています。3年間で進級できなかった事が理由で措置退学となった場合、再入学することはできません。

○再入学の許可期限

再入学が認められる期限は、退学した年度の翌年度から起算して7年です。

○再入学の申請手続き

再入学を希望する場合は、次の要領に従い手続きを行ってください。

(1) 教務主任との面談	・面談は事前予約制です。文学学術院事務所にて予約をお取りください。 ・<u>面談予約は再入学願の提出期限を考慮し、余裕をもって行ってください。</u> ・面談時には、退学理由が解消された旨が記載された根拠書類をご提出いただきます。 病気・怪我などによる退学＝病状が快復した旨の診断書 経済的な理由・学費未納抹籍＝学費支払者の所得証明書、課税証明書、給与明細、預金残高証明書等 その他＝理由書（自由書式）
(2) 再入学願の提出 （面談で許可された場合）	・面談後に「再入学願」を文学学術院事務所カウンターにて受け取ってください。 ・「再入学願」に必要事項を記入の上、提出期限までに提出してください。 【提出期限】 ※期限日が事務所閉室日にあたる場合は、その直前の開室日までに提出してください。 <u>春学期再入学：前年12月27日まで</u> <u>秋学期再入学：6月30日まで</u>
(3) 教授会承認	教授会にて審議します。 <u>春学期再入学：1月</u> <u>秋学期再入学：7月</u> 教授会は原則毎月（8月・2月・3月を除く）第3週の水曜日に開催します。
(4) 入学手続・学費等の納入	教授会にて承認後、再入学許可通知ならびに入学手続き書類を学生本人宛に送付します。 案内に従い、期日までに再入学手続きを行ってください。すべての手続きを漏れなく完了させるようにしてください。
(5) 科目登録	再入学者向けの「科目登録説明会」を行いますので必ず出席してください。

8. 学籍事務

I. 学籍番号

- 本学の学生は、各自、学籍番号を持ちます。

学籍番号はきわめて重要なものなので、正しく記憶しておく必要があります。

2024年4月1日に入学した場合は、次のようになります。

[例]	1	T	2	4	1	9	9	9	—	9
	イ		ロ		ハ				ニ	

イ：箇所コード（文化構想学部はT）

ロ：入学年度（要項適用年度）の西暦下2桁

ハ：個人番号

ニ：チェック・デジット（CD）学籍番号を確認するための番号

- 論系名（略称）が、学生証の裏面シールに記載されます。論系の略称は、次のように表示します。

論 系	略称
多 元 文 化 論 系	多 元

II. 学生証（身分証明証）

本学の学生には、「学生証」を交付します。学生証は、本人の身分を証明するばかりでなく、事務手続き上必要となることが多いので、常に携帯してください。

- 入学時に学生証カードと裏面シールを交付するので、各自学生証カードに氏名を楷書で正確に記入してください。学生証は、学生証カードと裏面シールが一体となったものを指します。
- 学生証は、各種試験を受験するとき、学部から交付物を受け取るとき、図書館を利用するとき、各種証明書、学割証を申請するとき、その他、本学教職員からの要請があったときには必ず提示してください。必要な時は提出を求めることもあります。
- 住所等の学生証記載事項に変更があった場合は、ただちに文学学術院事務所に届け出てください。
- 学生証は他人に悪用される恐れがあるので、紛失しないよう大切に扱ってください。もし紛失したときは、ただちに警察等に届け出てください。
- 紛失、その他の理由で学生証の再交付を受けるときは、「学生証再交付願」に所定事項を記入し手続きしてください。その際、写真と再交付手数料が必要です。ただし、写真変更希望者に対しては在学中1回に限り無料で交換します。
- 学生証を他人に貸与することは禁止されています。
- 学生証は、卒業または退学などにより学生の身分がなくなると同時に効力を失います。これらの場合には、ただちに返還しなければなりません。
- 学生証の有効期間は1年間とし、裏面シールを1年ごとに貼り替えることにより、有効期間を延長します。

Ⅲ. 各種証明書の交付

1. 各種証明書の交付

学生本人からの申請により以下の証明書を交付します。

(1) 自動証明書発行機で交付する証明書

- 「在学証明書」「成績証明書」「卒業見込証明書」「成績・卒業見込証明書」「GPA証明書」
- 「教育職員免許状取得見込証明書」
- 「英文在学証明書」「英文成績証明書」「英文卒業見込証明書」「英文成績・卒業見込証明書」
- 「健康診断証明書」

* 卒業見込証明書、成績・卒業見込証明書は和文・英文ともに4年次の学生で卒業見込判定が出ている方のみ発行可能です。

* 教育職員免許状取得見込証明書は4年次の学生で取得見込判定が出ている方のみ発行可能です。

* 健康診断証明書は、交付を申請する年度の春の学生定期健康診断を受診した場合に限り発行します。

* 交付を停止する期間（休業期間等）がありますのでウェブサイト等を確認してください。

(2) 文学学術院事務所で交付する証明書

- 「卒業証明書」「成績・卒業証明書」「退学証明書」
- 「英文卒業証明書」「英文退学証明書」「英文成績・卒業証明書」「英文成績証明書」（卒業・退学者のみ）
- 「学力に関する証明書※」「その他の資格関連単位修得証明書※」
- 「文化構想学部・文学部副専攻修了証明書※」「文化構想学部・文学部副専攻単位修得証明書※」
- その他の証明書※

※印の証明書は即日発行できません（2週間程度かかります）。

* 「証明書交付願」に所定事項を記入し、手数料収納証を貼付のうえ本人が申込んでください。

* 在学生は学生証、卒業生は運転免許証・保険証・パスポート等、本人であると確認できるものを提示してください。

* 卒業（退学）後に改姓名をしても、証明書に記載する氏名は在学時の氏名となります。

2. 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の交付

学割証は自動証明書発行機で交付します。有効期限は、発行日から3ヶ月です。

* 交付を停止する期間（休業期間等）がありますのでウェブサイト等を確認してください。

3. 通学定期券の購入

JR・私鉄・地下鉄・都電・都バスの通学定期券は、学生証を提示することによって、購入することができます。ただし、民営バスでは学生証の他に、「通学証明書」が必要になりますので、文学学術院事務所で交付を受けてください。

4. 自動証明書発行機の利用

在学中は所属学部にかかわらず、学内設置の全ての自動証明書発行機を利用し、証明書および学割証の交付を受けることができます。

戸山キャンパスには、36号館2階に自動証明書発行機が設置されています。利用可能時間についてはITサービスナビウェブサイト等で確認してください。

IV. 諸願および諸届

勉強を続けていくことができない状況が生じたり、住所その他を変更したりした場合には、必ずその事項についての「願」または「届」を提出しなければなりません。

1. 諸願・諸届の作成についての注意

- (1) 所定の用紙にペンを用いて楷書ではっきり記入してください。
- (2) 本人氏名および保護者等氏名は、それぞれの自署とします。また、それぞれの印鑑を用いて捺印してください。

2. 諸願・諸届提出についての注意

各種変更を届け出ない場合には、大学からの重要な伝達が届かない可能性があります。

(1) 学籍異動に伴う届出

休学・留学・退学等に関する届出については、「学籍」（- 35 -ページから）を参照してください。

(2) 住所・電話番号変更届 / 改姓（名）届 / 保護者等・学費負担者 各種変更届

- ①本人または保護者等が住所を変更した場合、あるいは市町村合併等により住所表示が変更となった場合は、ただちに届け出てください。

※本人の住所および電話番号（携帯電話も含む）を変更する場合はMyWasedaから届け出てください。ただし、住所変更の場合は学生証裏面シールの更新が必要となりますので、必ず文学学術院事務所で手続きをしてください。

- ②本人または保護者等が改姓（名）した場合は、その届に戸籍抄本を添付してください。

※学費支払者が改姓（名）した場合、別途金融機関での手続きが必要になる場合があります。

- ③死亡などの理由で保護者等の変更を必要とする場合は、新しい保護者等を届け出てください。

- ④学費の支払者を変更する場合はその旨を届け出てください。

(3) 欠席届

授業を欠席する場合は、担当教員に直接申し出てください。ただし、病気等の理由により1ヶ月を超えて授業を欠席する場合で、診断書など公的な証明書の提出が可能な場合は、「長期欠席届」を事務所に提出してください。いずれも出席の取扱いについては、各担当教員の判断によります。

(4) 学費振替口座届

学費振替口座は入学時に届け出なければなりません。

学費振替口座を変更する場合、また金融機関の統廃合等の理由で口座名等に変更がある場合には、金融機関で所定の手続きが必要となります。文学学術院事務所で必要書類の交付および手続の説明を受けてください。

V. 奨学金制度

1. 本大学の奨学金

早稲田大学の学生が利用できる奨学金制度は、大きくわけて、早稲田大学独自の学内奨学金（給付）、日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）、地方公共・民間団体奨学金（給付・貸与）の3種類があります。

これらの奨学金を希望する場合は、学生部奨学課で「奨学金登録」をしなければなりません。登録の有効期間は1年間です。手続方法の詳細は、奨学課が毎年度発行する『Challenge（奨学金情報）』を確認してください。配布時期などは、次のとおりです。

新入生……入学手続書類とともに送付

在学生……1月以降、文学学術院事務所で配布

また、外国籍の方の奨学金登録はMyWasedaにて別途ご案内します。

学部ウェブサイトにも公募情報を掲載することがあります。なお、家計維持者の死亡・失職または災害などにより、家庭の経済状況が急変した場合は、未登録であっても奨学課に申し出てください。日本学生支援機構の応急採用・災害採用が適用される場合があります。

2. 文学学術院学部奨学金

文学学術院の教職員などの寄付により設けられた奨学金制度であり、経済的困窮などで修学することが特に困難な所属学生の援助を目的にしています。募集人員と給付金額は奨学課のウェブサイトにて確認してください。

9. 学生生活

I. 授業時間割

1 時限	8 : 50 - 10 : 30
2 時限	10 : 40 - 12 : 20
昼休憩	12 : 20 - 13 : 10
3 時限	13 : 10 - 14 : 50
4 時限	15 : 05 - 16 : 45
5 時限	17 : 00 - 18 : 40
6 時限	18 : 55 - 20 : 35

II. 立看板、掲示物およびビラ等の配布について

キャンパス内での立看板、掲示物ならびにビラ等については、以下の事項を厳守してください。

●必須記載事項

公認サークル：団体名を明記してください。

個人および公認サークル以外の団体：設置責任者である本学学生の所属学部、学年、氏名、連絡先および団体の場合は団体名を明記してください。

●営利目的、虚偽の宣伝、他者のプライバシーの侵害や名誉毀損を行ってはいけません。

●ここに記載された事項に違反するものについては、事前の通知なく撤去することがあります。また、違反があった場合は、当該団体による立看板、掲示物、ビラ等の掲出を以後許可しないことがあります。

●その他詳細はキャンパスハンドブック掲載の「課外活動等に関する規程」および「同施行細則」を確認してください。

1. 立看板について

キャンパス内に立看板を設置する場合には、次の事項を厳守してください。

- (1) 大きさはベニヤ板（180cm×90cm）2枚分までとします。また、戸山キャンパスにおいては、同じ団体による同じ趣旨の看板を2つ以上出さないでください。なお、突起のある看板は通行人が怪我をするおそれがあるので認めません。
- (2) 立看板を設置する際は、通行の妨げにならず人身に危険の及ばない場所を選んでください。また、植栽等を傷めないように注意してください。なお、大学のシンボルである大隈銅像周辺、文学学術院中庭等では立看板の設置が禁止されています。
- (3) 場所取りのためにフェンスにガムテープ等をはらないでください。
- (4) フェンスへの掲出は、危険防止のため四隅を固定したもの以外は認めません。
- (5) イベント等の宣伝のための看板は、それらが終了した後に、すみやかに撤去してください。
- (6) 大学の行事にあわせて、原則として年4回、すべての立看板を撤去します。

2. 掲示物について

キャンパス内に掲示を出す場合には、次の事項を厳守してください。

- (1) 掲示物の大きさは、最大A2サイズまでとします。

- (2) 1掲示板上につき1団体あたり1枠までとします。
- (3) 掲示物は掲示板以外（壁やフェンス等）へ掲示してはいけません。
- (4) 掲示物を固定する際には、画鋲を使用してください。ホッチキス、ガムテープの類は掲示板を損傷するので使用しないでください。また、他の掲示物の上に重ねて貼らないでください。
- (5) イベント等の宣伝のための掲示物は、それらが終了した後に、すみやかに撤去してください。
- (6) 月に1回、原則として第4月曜日の午前中にすべての掲示物を剥がすこととします。

3. ビラ等の配布について

キャンパス内でビラ等を配布する場合は、次の事項を厳守してください。

- (1) ビラの配布は、発行主体が本学学生のものに限ります。学外者が許可なく宣伝・アルバイト募集その他の目的でチラシ等を配布することは認めません。
- (2) ビラ等の配布は、手渡しに限ります。受け取る意思のない人への強要は行わないでください。教室内の机の上にビラ等を置くことは授業の妨げとなるため認めません。

Ⅲ. 拡声器の使用禁止について

文学学術院構内では、ハンドマイクなどの拡声器の使用を禁じます。

Ⅳ. 早稲田大学図書館・戸山図書館

本学には中央図書館をはじめ、4つのキャンパス図書館（高田早苗記念研究図書館、戸山図書館、理工学図書館、所沢図書館）、学生読書室、教員図書室などがあります。みなさんはそれぞれの図書館の利用条件に応じて、全ての図書館を利用できます。詳しくは早稲田大学図書館ウェブサイトをご覧ください。

(URL : <https://www.waseda.jp/library/>)

●図書館システムWINE (URL : <https://waseda.primo.exlibrisgroup.com/>)

学術資料の所蔵情報や入手方法を調べるために、早稲田大学図書館が提供するディスカバリー・サービスです。図書館の所蔵資料のほか、大学が契約している電子資料も検索することができます。また、雑誌に掲載された論文や記事の情報、図書館協定校である慶應義塾大学の書誌情報と所蔵情報も検索できます。インターネットを利用できる環境なら、時間に制限なく、いつでもアクセス可能です。

●戸山図書館 場所：38号館

戸山キャンパスの学部・大学院のカリキュラムに則した資料を収集するとともに、資料の探し方などをサポートするレファレンスサービスも行っています。

＜開館時間＞月曜～土曜 9:00 - 22:00（授業期間中。レファレンスサービスは月曜～金曜 17:00まで）

※休業期間中の開館時間は戸山図書館ウェブサイトにてお知らせします。

(URL : <https://www.waseda.jp/library/libraries/toyama/>)

V. グループ演習室・共同利用会議室の利用について

戸山キャンパスには授業や研究に関するミーティングなどで学生が利用できるグループ演習室(34号館3階)、共同利用会議室(33号館5階)があります。利用に際しては、教員ロビー(33号館2階)で予約してください。

<教員ロビーの開室時間>

期間	曜日	開室時間
授業期間	月～金	8:20 - 20:15
	土	8:20 - 18:15
休業期間	月～金	授業期間より短くなります
	土	閉室

※日・祝・臨時の休業日・早稲田祭実施期間・大学の一斉休業期間中は閉室。

VI. コンピュータールームの利用

戸山キャンパスにはコンピュータールームが5教室あります。コンピュータールームは原則として、授業期間中(休日を除く)の開室時間内で授業等の使用がない時間に利用できます。

学生証は必ず携帯してください。プリンタ用紙などの消耗品は利用者自身が用意するものとします。

<戸山キャンパス内のコンピュータールームの開室時間>

号館	教室	設置台数		開室時間
		PC	プリンタ	
34号館	356 教室	54	3	月～金 9:00 - 20:00 土 9:00 - 18:00
	357 教室	56	3	
	451 教室	60	2	
36号館	MM1(481 教室)	42	2	
	MM2(482 教室)	48	2	



※夏季・冬季・春季休業中は開室時間に変更になります。授業期間中の開室時間に変更となる場合は、別途ウェブサイト等にてお知らせします。

※機器に障害が発生した場合や利用についての質問は、34号館4階のTAルームまたは36号館4階MM準備室の常駐スタッフ(PC-TA)に問い合わせてください。

※コンピュータールーム利用についての詳細は、下記サイトを参照してください。

- ・早稲田大学 IT サービスナビ (URL: <http://www.waseda.jp/navi/room/toyama/>)
- ・端末室利用状況案内 (URL: <https://crai.waseda.jp/clv/s/>)

VII. 事務取扱い

- 修学上の不明点・疑問点がある場合は、速やかに文学学術院事務所で確認してください。
- 各種手続きには学生証が必要です。
- 電話での問い合わせは、誤解が生じる恐れがあるため原則として受け付けていません。
- 問い合わせは学部ウェブサイトの問い合わせフォームからも受け付けております。この場合、学籍番号と名前を必ず入力してください。内容によっては、文学学術院事務所カウンターでのみ受け付ける場合もあります。

1. 文学学術院事務所 事務取扱時間

期間	曜日	事務取扱時間
授業期間	月～金	10:00 - 16:00
	土・日・祝日	閉室

※電話受付時間は平日9:00-17:00です。

※授業実施期間以外（夏季・冬季・春季休業期間など）の事務取扱時間は別途お知らせします。

2. 書類の交付・提出について

必ず本人が学生証を提示の上交付を受け、提出してください。

代理への交付や代理による提出は原則として認めません。

指定期日以外の交付・提出も認めません。

特別な事情がある場合は必ず事前に相談してください。

VIII. 学生相談

早稲田大学では、学生生活の中で困ったことがあった時に相談できる窓口を設置しています。

科目履修上の問題や事務手続きの不明点

文学学術院事務所で相談を受け付けます。

学業や学生生活に関すること（論系進級の問題など）

クラス担任に相談できます。学部ウェブサイトに掲載の「クラス担任一覧」を参照してください。
内容によっては教務主任が相談に応じますので、文学学術院事務所へ面談を申し込んでください。

文化構想学部ウェブサイト＞在学生の方へ＞証明書・各種手続き＞クラス担任

または、文化構想学部ウェブサイトの「学生生活相談窓口」から相談をすることも可能です。

「どこに相談したいかわからない」「悩んでいるが、専門窓口相談すべきか迷っている」「事務所窓口に行くのはハードルが高い」といった場合に利用してください。

文化構想学部ウェブサイト＞在学生の方へ

＞学生サポート・休学・退学手続等＞学生生活相談窓口申請フォーム

留学・休学・退学に関することなど

教務主任が相談に応じます。文学学術院事務所へ面談を申し込んでください。

健康について心配なとき、悩みや不安などがあるとき

保健センターを訪ねてください。

- ・保健センター診療室 早稲田キャンパス25-2号館3F 《予約制》 【TEL】 03-5286-3984（直通）
＜診療時間＞月～金 10:00 - 12:40, 14:00 - 16:40 / 土 10:00 - 12:10
医師による診療を行っています。

- ・学生相談室 早稲田キャンパス25-2号館6F 《予約優先》 【TEL】 03-3203-4449（直通）
＜開室時間＞月～金 9:15 - 13:00, 14:00 - 17:00
学生生活上のどんな悩みにも応じる相談窓口です。

- ・保健センター戸山分室 33号館地下1F 【TEL】 03-3203-3519
＜開室時間＞月～金 9:00 - 20:00 / 土 9:00 - 11:20, 12:20 - 17:00
（学生相談 《予約優先》 月～金 9:15 - 13:00, 14:00 - 17:00）
健康相談・応急措置・病院紹介、学生相談は戸山キャンパス内の分室でも受け付けています。

合理的配慮に関すること

本学は、「早稲田大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がいなどの理由により困難を抱える学生が他の学生と平等に学習機会を得られるよう、必要に応じた合理的配慮を提供しています。

合理的配慮を希望する場合、Web申請を行う必要があります。申請を受け付けてから配慮開始までには1～2か月かかります。また、遡っての配慮はできませんので、余裕をもって申請をしてください。

詳細は学部ウェブサイトをご確認ください。

学部ウェブサイト > 在学生の方へ > 学生サポート・休学／退学手続等

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの悩み

本学では、『早稲田大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン』を制定し、相談を受け付け、その解決に取り組むとともに、リーフレット・Webサイト等での広報や研修等を通して、啓発・防止活動を実施しています。

Q ハラスメントとは何ですか？

A 上記『ガイドライン』では、ハラスメントとは「性別、性的指向・性自認、人種、エスニシティ、国籍、信条、年齢、障がい、職業、社会的身分等に基づく不当な差別的取扱いや偏見に基づく言動、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうこと」と定義しています。大学における主なハラスメントとしては、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント、勉学・教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメントなどがあります。また、ストーカー行為、飲酒の強要、言葉や態度による精神的嫌がらせ、機微な個人情報をも本人の意に反して暴露することなども該当します。

Q ハラスメントはなぜ問題なのですか？

A ハラスメントをされた側にとっては、安心して学習・研究・労働する環境が阻害されることによる悪影響が生じ、学習・研究・労働する権利の侵害＝人権侵害になるからです。軽い気持ちでの行為や言動が相手にとっては耐えられない苦痛となっていることもあり、結果として、日常生活に支障をきたすことも少なくありません。

Q 学生が加害者になることもありますか？

A あります。例えば、サークルのコンパで性的な言動を繰り返したり、飲酒を強要したりした結果、相手が不快感を持った場合には、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントになりえます。また、SNSへの投稿等によるオンライン上でのトラブルなども、場合によってはハラスメントになりえます。

Q 「ハラスメントかな」と思ったら？

A あなた自身が被害に遭った時、友人からの相談を受けた時、また大学の取り組みについて質問がある時には、気軽に下記相談窓口にご連絡ください。専門のスタッフが対応します。相談の流れなど詳しい内容については、下記Webサイトも参照してください。

■コンプライアンス相談窓口

秘密は守られますので安心してご相談ください。匿名も可能です。

詳しくは各窓口の Web サイトを確認のうえ、相談しやすい方の窓口にご連絡ください。

【学内窓口】（コンプライアンス推進室）：Web フォーム・メール受付

開室時間：月～金 9:30～17:00

Web サイト：<https://www.waseda.jp/inst/harassment/> *ハラスメント防止委員会 Web サイト

メールアドレス：compliance@list.waseda.jp

※来室希望の場合は予約が必要です。

【学外窓口】（委託先 NEC VALWAY 株式会社）：Web フォーム・メール・電話受付

受付時間：月～金 8:30～19:00／土 8:30～17:00

Web サイト：<https://koueki-tsuhou.com/WFcXVtaEFdCd/>

電話番号：0120-123-393

※英語・中国語対応可能

①授業欠席の取り扱いについて

以下の事例により、「授業欠席（オンライン授業における未受講を含む）」、「レポート未提出」、「試験未受験」に該当する場合は、文学学術院事務所で手続きを行うことで、その間の取り扱いについて成績評価において不利にならないよう当該科目の担当教員に配慮を願い出ることができます。ただし、欠席の取扱いの最終的な判断は、担当教員の判断によります。

1 忌引き

(1) 対象

1 親等（親、子）、2 親等（兄弟姉妹、祖父母、孫）および配偶者

(2) 日数

授業実施日連続 7 日まで（ただし、対象者が海外在住者の場合は、柔軟に対応する）

(3) 手続方法

- ① 欠席期間終了後 10 日以内に、文学学術院事務所より「忌引きによる欠席届」を受け取る。
- ② 「忌引きによる欠席届」（記入済）および会葬礼状等を、すみやかに文学学術院事務所に提出する。
※保護者等死去の場合は、保護者等変更の手続きも必要。
- ③ 文学学術院事務所より「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を受領。
- ④ 担当教員に、教場にて（オンライン授業の場合は E メール、LMS 等を通じて、あるいは科目設置箇所事務所に）、「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を渡し、配慮を願い出る。

2 裁判員制度

(1) 対象

裁判員候補者に指名され、裁判員選任手続期日、審理・公判当日に、裁判所へ出頭する本学通学課程に在学する者（国内交換留学生は、これに準ずる）

※科目等履修生や人間科学部 e スクール学生は対象外とする。

【参考】法律により学生であることを理由に、裁判員の辞退を願い出ることができます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（第十六条抜粋）

（辞退事由）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申し立てをすることができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）
- 三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第三百三十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

(2) 手続方法

- ① 「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」とともに、文学学術院事務所に申し出る。
- ② 担当教員に、教場にて（オンライン授業の場合は E メール、LMS 等を通じて、あるいは科目設置箇所事務所に）、「配慮願」を渡し、配慮を願い出る。

3 学校において予防すべき感染症【保健センター／学校保健安全法による】

(1) 対象

保健センターホームページ「学校において予防すべき感染症」参照

*新型コロナウイルス関連についても以下をご確認ください。

<https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/healthcare/infection>

(2) 手続方法

- ① 罹患したことを、文学学術院事務所に連絡する。
- ② 登校の許可または出席停止期間終了後、診断を受けた医師に『「学校において予防すべき感染症」登校許可証明書』の記入を依頼し、文学学術院事務所に提出する。
- ③ 所属学部または大学院所定の「欠席届」に記入し、文学学術院事務所の指示に従い、担当教員に配慮を願い出る。

4 「介護等体験」「教育実習」期間の取り扱い【教職課程】

(1) 対象

教職課程を履修し、「介護等体験」または「教育実習」を行う者

(2) 日数

実習期間

※クォーター科目の履修期間中に実習期間が該当する場合、配慮が難しいため、当該期間にはクォーター科目の履修登録を行わないこと。

(3) 手続方法等

介護等体験、教育実習ともに欠席配慮の申し出方法とその手続きは、対象者へ Waseda Moodle 等で通知する。所定の手続きを行うことで欠席の配慮を申し出ることができるが、この最終的な取扱いはいずれも各科目担当教員の判断による。

②授業期間中の全学休講の取り扱いについて

気象情報悪化等、次に挙げる事案に際し、全学休講とする場合があります（休日および休業期間を除く）。休講・延期となるのは、対象キャンパスにて対面で実施されるすべての授業および試験となります。

学生は大学の決定した授業の休講・試験の延期措置に原則として従うこととしますが、授業が実施されるキャンパスまでの経路において、交通機関の乱れや弾道ミサイル発射に伴うＪアラート発信等により通学することが危険又は困難であると自身で判断し、通学を見合わせた場合は、文学学術院事務局による承認済みの欠席届をもって、該当科目の担当教員へ配慮を願い出ることができます。

■例外的な対応

※オンライン授業受講にあたっては、授業を受講する場所において、気象状況の影響等により受講が困難である場合は、各自で判断する。各自の判断で視聴を見合わせた場合は、後日所属学部（研究科）において手続きを行うことにより、欠席の配慮を求めることができる。

1 気象状況悪化

気象庁による気象警報のみに基づく授業の休講・試験の延期措置は行いません。ただし、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等の気象状況および気象庁による気象警報をもとに、危険であると判断した場合は、次の通り、授業の休講・試験の延期措置をとります。なお、大学から特段の通知等がない場合は、原則として授業の休講・試験の延期措置は行いません。

- ① 授業の休講・試験の延期措置を決定する場合は、原則として、各時限の授業・試験開始 60 分前までに決定し、以下に記載の「緊急時の通知方法」に従って周知・広報する。ただし、できる限り授業・試験開始の 2 時間前までには周知できるよう努力する。
- ② 台風や大雪等、気象状況が時間の経過とともに悪化することが十分予測される場合は、前日に授業の休講・試験の延期措置の決定を行うことがある。その場合は、前日の午後 7 時までに決定の判断を行い、学生への周知は以下に記載の「緊急時の通知方法」に従って前日の午後 9 時までに通知を行う。

2 大地震

大地震発生により、授業実施が困難であると判断した場合は、次の通り、授業の休講・試験の延期措置をとります。

- ① 授業の休講・試験の延期措置を決定した場合は、直ちに以下に記載の「緊急時の通知方法」で周知・広報する。
- ② 授業時間中の場合は、校内放送で迅速に周知する。

3 大規模停電

電力需要量が供給量を大幅に上回り、予測不能な大規模停電が発生した場合は、次の通り授業を休講とし、復旧の翌日の 1 時限から授業を再開します。

- ① 授業時間中（1～7 時限）に大規模停電が発生した場合は、状況が落ち着くまで教室待機とします。その後の授業は全て休講とします。
- ② 授業時間外に大規模停電が発生した場合は、当日の授業は全て休講とします。

4 首都圏の交通機関がストライキを実施した場合

早稲田・戸山・西早稲田キャンパスは①②③④を適用し、所沢キャンパスは①②③⑤を適用します。

① JR等交通機関のストライキが実施された場合（ゼネスト）は次の通りとします。

- A 午前0時まで中止された場合、平常通り授業を行います。
- B 午前8時まで中止された場合、授業は3時限目から行います。
- C 午前8時まで中止の決定がない場合は、授業は終日休講とします。

上記は、JRの順法闘争および私鉄のストには適用しません。

② 首都圏JRの部分（拠点）ストライキが実施された場合は通常通り授業を行います。

③ 首都圏JRの全面時限ストライキが実施された場合は次の通りとします。

- A 午前8時までストライキが実施された場合、授業は3時限目から行います。
- B 正午までストライキが実施された場合、6時限目から授業を行います。
- C 正午を越えてストライキが実施された場合、授業を終日休講とします。

④ 私鉄、都市交通のみストライキが実施された場合は、平常通り授業を行います。

⑤ 西武鉄道新宿線または西武鉄道池袋線のどちらか一方でもストライキが実施された場合、また、西武鉄道両線が実施されない場合でも西武バスのストライキが実施された場合、次の通りとします。

- A 午前8時までストライキが実施された場合、授業は3時限目から行います。
- B 午前8時を越えてストライキが実施された場合、授業を終日休講とします。

緊急時の通知方法

緊急時に大学から通知する内容は、以下の方法で確認してください。

1. 早稲田大学緊急用お知らせサイト <https://emergency-notice.waseda.jp/>
2. MyWaseda 内のお知らせ
3. Waseda メール

また、以下からも同一の内容にアクセスできます。

1. MyWaseda ログイン前画面下段（緊急時のおしらせ） <https://my.waseda.jp/>
2. 早稲田大学公式 Web サイト <https://www.waseda.jp/>
3. 早稲田大学公式 X（旧：Twitter） https://twitter.com/waseda_univ
4. 早稲田大学公式 Facebook <https://www.facebook.com/WasedaU>

③キャリアセンター（キャリア形成支援・就職活動支援）

キャリア形成で重要なのは、みなさんが自分自身で主体的に将来を設計し、進路を選択することです。キャリアセンターは、みなさんが社会の中で、また所属する組織の中で存在感のある人物として活躍できる場を、自分の力で選べるようサポートしています。

主な支援内容	
キャリア・就活 個別相談	キャリアセンターでは、経験とノウハウと情報を持ったスタッフが、みなさんのキャリアや就職活動について共に考えます。第三者と話をすることによって、自分の考えが整理され、新たな気付きや解決策が見つかることもありますので、「話をする」くらいの気持ちで気軽にご利用ください。 <相談例> 就職活動のしかた／自己分析／業界・企業研究／インターンシップ／本選考応募／求人情報／内定（内々定）報告／内定（内々定）重複・辞退／留学と就職／公務員／資格／進学／キャリアビジョン（将来）など 相談時間：月～金 9:30～17:00（祝日、夏季・冬季一斉休業期間を除く） 実施場所：C Space（早稲田キャンパス 6 号館 1 階） 予約方法：（事前予約）MyWaseda「学生生活」－「キャリアコンパス」内 Web 予約システムより （当日予約）当日予約専用ダイヤル：03-5286-3540 相談形式：対面（C Space）またはオンライン（zoom）
イベント	キャリア形成支援 Design your future プログラム紹介、キャリアデザインガイダンス 就職活動支援 ・主に学部 3 年・修士 1 年次 - 就活準備講座、インターンシップ等プログラム関連イベント、学内合同企業説明会 ・主に学部 4 年・修士 2 年次 - 就活力向上講座、採用マッチング会 対象者別支援 外国人留学生／公務員志望者／障がいのある方／LGBTQ+ × 就活に困難を感じている方 等
情報提供	・CAREER GUIDE（学生生活編・就職活動編） ・企業・求人情報 ・講座・セミナーのアーカイブ動画配信 ・キャリア関連図書・資料の閲覧・貸出し

<問合せ先> 早稲田大学キャリアセンター 学生会館3階（戸山キャンパス）

電話：03-3203-4332 E-mail：caeer@list.waseda.jp

④スチューデントダイバーシティセンター (SDC)

スチューデントダイバーシティセンターでは、人種、エスニシティ、国籍、ジェンダー、セクシュアリティ、障がいの有無、宗教、年齢などにかかわらず、多様な学生の豊かな学生生活環境の確保と、多様な価値観や生き方を受容するキャンパスづくりの推進を目的に、下記3オフィスが連携し支援や啓発を行っています。お気軽にお問合せ、ご相談、ご来室ください。



■ICC (異文化交流センター)

ICC は、国境、国籍、文化の枠を越えてさまざまな学生同士が交流できるイベントやプログラムを運営しています。異文化交流に関心のあるみなさんの参加をお待ちしています。3号館1階にあるICCラウンジもお気軽にご利用ください。

場所：3号館1階

TEL：03-5286-3990 E-mail：icc@list.waseda.jp

URL：<https://www.waseda.jp/inst/icc/> ※開室時間はウェブサイトをご覧ください。

■アクセシビリティ支援センター (ARC)

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、精神障がい、発達障がい、その他の障がい（失語症や内部障がいなど）のある学生が、他の学生と同等の修学環境を得られるよう、合理的配慮の調整をしています。合理的配慮について相談をしたい方はお問合せください。

身体障がい部門

3号館1階110 TEL：03-5286-3747 E-mail：arc@list.waseda.jp

精神・発達障がい部門

西早稲田ビル（19号館）102-10室 TEL：03-3208-0587 E-mail：shien02@list.waseda.jp

URL：<https://www.waseda.jp/inst/dsso/>（両部門共通）※開室時間はウェブサイトをご覧ください。

■GSセンター（ジェンダー・セクシュアリティセンター）

GSセンターは、早稲田大学のLGBTQ+（性的マイノリティなど）学生や、ジェンダー・セクシュアリティに関心のある全ての人々（アライ含む）の居場所であり、誰もが自由に利用できるセーフスペース／リソースセンターです。

学生スタッフとのおしゃべりや、書籍や雑誌などのリソースを利用したり、イベントに参加することができます。また、ジェンダーやセクシュアリティに関する疑問や違和感、心配事などの相談に専門の職員が対応します。プライバシーは守られます。また、必要に応じて学内外の専門機関への橋渡しを行います。

場所：10号館2階213

E-mail：gscenter@list.waseda.jp

URL：<https://www.waseda.jp/inst/gscenter/> ※開室時間はウェブサイトをご覧ください。

10. 早稲田大学学則および関連規程

(1) 早稲田大学学則（抜粋）

目的・学科

第1条 本大学は学問の独立を全うし真理の探究と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授し、その普及を図るとともに、個性ゆたかにして教養高く、国家および社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第4条 本大学に次の学部、学科および専攻をおく。

文化構想学部

文化構想学科

文学部

文学科

（他の学部は省略）

修業年限・在学年限

第5条 本大学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えることができない。

学年・学期・休業日

第7条 本大学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

学年は次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

第8条 定期休業日は次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 本大学創立記念日（10月21日）

四 夏季休業 8月上旬から9月20日まで

五 冬季休業 12月下旬から翌年1月5日まで

六 春季休業 2月上旬から3月31日まで

2 夏季、冬季、春季休業期間の変更または臨時の休業日については、その都度公示する。

第9条 休業日でも、特別の必要があるときは、授業をすることがある。

授業科目・単位数

第10条 各学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学部は、その専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第11条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 自由科目は、第52条に定める所定の単位数に算入しない。

3 他の学部属する授業科目を選択科目または自由科目として履修することができる。

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定める。

第13条 講義科目および演習科目については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第19条 教員の免許状を得ようとする者は、所属学部の科目のほかに教育学部に配置された教職課程の科目を履修しなければならない。

第23条 学生は毎学年または毎学期の始めに当該学年または学期に履修する科目を選定して所属の学部長の承認を得なければならない。

入 学

第26条 入学時期は、毎学年または毎学期の始めとする。

保護者等

第32条 保護者等（学生が学修研究活動を円滑に遂行していく上で、本学と連携し、学生を指導、支援する立場の者をいう。以下同じ。）は、学生が在学中に本学の諸規則、指示および遵守事項を守るよう指導し、監督する責任を負う。

第33条 保護者等として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

第34条 保護者等が死亡し、またはその他の事由でその責務を果たし得ない場合には新たに保護者等を選定して届け出なければならない。

第35条 保護者等が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

休学および復学

第36条 病気その他の理由で引続き2か月以上出席することができない者は、その理由を付し、保護者等と連署で所属の学部長に願い出て、その許可を得て休学することができる。病気を理由とする休学願には医師の診断書を添えなければならない。

第37条 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情のある場合には、引き続き休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

第39条 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

第40条 休学期間は、在学年数に算入しない。

転部・退学および再入学

第41条 他の学部転部を志願する者は、選考の上これを許可することがある。

2 前項の転部者の在学年数には、元の学部の在学年数の全部または一部を算入することができる。この場合の在学年数は、第5条の規定による修業年限に満たない年数の2倍を超えてはならない。

第42条 他の大学の学生が、所属の大学の学長または学部長の承認書を添えて本大学に転入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。ただし、転入学した者（以下「転入学」という。）は本大学に2学年以上在学しなければならない。

2 転入学者の在学年数については、前条第2項後段の規定を準用する。

3 転入学者の既修単位は、当該学部の学科課程に定めるところに従い、その全部または一部を卒業に必要な単位として認めることができる。

第42条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学に編入学を志願したときは、各学部の定めるところにより、選考の上これを許可することがある。ただし、編入学した者（以下「編入学」という。）は、本大学に2学年以上在学しなければならない。

一 学士の学位を有する者

二 短期大学または高等専門学校を卒業した者

三 大学に2年以上在学し、各学部が定める単位を修得した者

四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者

五 高等学校（中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

第43条 本大学の学生で他の大学に転学を希望する者は、事情によって許可することがある。

（任意退学）

第44条 任意に退学しようとする者は、理由を付し、保護者等と連署で願い出なければならない。

（措置退学）

第45条の2 次の各号の一に該当する者については、退学の措置をとるものとする。

一 第5条ただし書き、第41条第2項、第42条第2項または第42条の2第5項に定める在学年数を満了した者

二 各学部が定める一の学年から次の学年に進むための要件を満たすべき期間を満了した者

三 正当な理由がなく、各学部が定める出席基準を満たさない者

四 学業を怠り、各学部が定める必要単位数を一定期間に満たさない者

（懲戒）

第46条 学生が本大学の規則もしくは命令に背きまたは学生の本分に反する行為があったときは、懲戒処分に付することができる。懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

2 学生の懲戒手続に関する事項は、学生の懲戒手続に関する規程（2012年規約第12-22号の1）をもって別に定める。

（懲戒退学）

第47条 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者は、懲戒による退学処分を付する。

（再入学）

第47条の2 第44条または第45条の2第3号および第4号の規定により退学した者が再入学を志望したときは、別に定める期間内に限り、選考の上これを許可することがある。ただし、退学した日の属する学期の翌学期の始めにおいてこれを許可することはできない。

- 2 第47条の規定により退学した者が再入学を志望したときは、これを許可しない。ただし、退学後別に定める期間を経過し、改悛の情が顕著でありかつ成業の見込みがある場合には、選考の上これを許可することがある。
- 3 再入学を許可された者が退学または学費未納により抹籍となった場合、以後の再入学は認めない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- 4 第1項から前項までの規定により再入学を許可した場合においては、既修の科目の全部または一部を再び履修させることがある。

(教授会の議)

第48条 入学、退学、休学、転部もしくは転学の許可または懲戒は、各教授会の議を経てこれを行う。懲戒による退学とすべき事由がある者については、他の事由による退学を認めないものとする。

試 験

第49条 所定の科目を履修した者に対しては、毎学年末または毎学期末に試験を行い、合格した者に対しては、単位を与える。ただし、教授会において認められた科目については、平常点をもって試験に代えることができる。

2 前項の定期試験のほかに、各教授会の決議によって臨時に試験を行うことがある。

第50条 試験の方法は、筆記試験、口述試験および論文考査の3種とし、各教授会がこれを決定する。

第51条 試験(第49条の規定により平常点をもって試験に代える場合を含む。)の成績は、A+、A、B、CおよびFの五級に分ち、A+、A、BおよびCを合格とし、Fを不合格とする。ただし、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる科目については、PおよびQの二級に分ち、Pを合格とし、Qを不合格とすることができる。

卒 業

第52条 本大学に4年以上在学して所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者を卒業とし、学士の学位を授与する(以下、省略)。

第53条 この学則に定めるもののほか、学位に付記する専攻分野名その他学位に関し必要な事項は、早稲田大学学位規則をもって別に定める。

学 費

第56条 学生は、次の各号に掲げる学期に係る授業料その他の学費を当該各号に掲げる日までに大学に納めなければならない。

一 春学期 4月15日

二 秋学期 10月1日

(入学時については別途定める)

第58条 既に納めた授業料等は、事情のいかんにかかわらず、これを返還しない。

第59条 学年の途中で退学した者でも、その学期の学費はこれを納めなければならない。

抹 籍

第60条 学費の納付を怠った者は、抹籍することがある。

(2) 退学者の再入学許可期限および再入学までに経過すべき期間に関する規程（抜粋）

第1条 早稲田大学学則（1949年4月1日示達）第47条の2第1項および早稲田大学大学院学則（1976年教務達第1号）第39条の2第1項の別に定める期間は、次の各号に定める学部、大学院等につき、退学した年度の翌年度から起算して、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 学部 7年（二～四号省略）

第2条 前条の規定は、学費未納による抹籍の取扱いに関する規程（1959年教務達第10号）第2条第1項および第2項ならびに第2条の2第3項の規定によって措置退学とみなされた者の再入学の許可に準用する。

第3条 早稲田大学学則（1949年4月1日示達）第47条の2第2項ただし書および早稲田大学大学院学則（1976年教務達第1号）第39条の2第2項ただし書の別に定める期間は、懲戒による退学処分に付された日から起算して2年とする。

(3) 学費未納による抹籍の取扱いに関する規程（抜粋）

（抹籍となる時期および取扱い）

第2条 別表1の学期欄に掲げる学期の授業料、施設費、教育環境整備費、全学グローバル教育費、実験実習料、学生読書室図書費、演習料および実験演習料（以下「授業料等」という。）ならびに基礎教育充実費を同表の納入期日欄に掲げる日までに納付しない者は、同表の自動的に抹籍となる日欄に掲げる日に自動的に抹籍とし、同表の退学とみなす日欄に掲げる日に遡り、措置退学とみなす。

（卒業または修了の要件を具備している者の抹籍の時期および取扱い）

第5条 卒業または修了の要件を具備しながら学費未納のため、卒業または修了を保留された者は、別表2に定める日に自動的に抹籍とし、別表2に定める日に遡り、措置退学とみなす。

(4) 学生証等の取り扱いに関する規程（抜粋）

（規程の制定）

第1条 本大学が発行する学生証等の取り扱いについては、別に定めるもののほかはこの規程による。

（学生証の交付）

第2条 本大学は、学部、大学院、芸術学校（以下「学部等」という。）の学生に対し、その身分を証するために学生証を交付する。

2 学生証は、学生の所属する学部等で交付する。

3 学生証の様式については、別に定める。

（交付範囲）

第3条 学生証は、次の各号に規定する者に交付する。

- 一 学部等の正規学生
- 二 科目等履修生
- 三 大学院の一般研修生および委託研修生
- 四 大学院研究生
- 五 大学院外国人特別研修生
- 六 芸術学校の専修科学生

(交付時期)

第4条 学生証は、次の各号に規定する時期に交付する。

- 一 前条第1号に規定する者に対しては年度が始まったとき。
- 二 前条第2号から第6号に規定する者に対しては、それぞれの入学手続を終えたとき。

(有効期間)

第5条 学生証の有効期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 第3条第1号に規定する者については、1学年度
 - 二 第3条第2号から第6号に規定する者については、聴講を許可する期間
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業、修了、退学、抹籍等により学生の身分を失った場合には、学生証はその時点で効力を失うものとする。

(再交付)

第6条 学生から学生証を紛失等した旨の届け出があり、所定の手続きを終えた場合は、学生の所属する学部等において、学生証を再交付するものとする。

- 2 前項において、在学中に1度を超えて再交付する場合は、当該学生に紛失等の理由を付さなければならない。
- 3 学生証を再交付する場合は、1件につき2,000円を徴収する。

(返還)

第7条 卒業、修了、退学、抹籍等により学生がその身分を失った場合は、学生証を返還させるものとする。

(携帯ならびに貸与および譲渡の禁止)

第8条 学生証の交付を受けた学生は、学生証を常に携帯し、教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

- 2 学生証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

11. 学費・諸会費（2024 年度入学者）

1. 日本学生（JS）

年 次	初年度		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入 学 金	200,000							
授 業 料	545,500	545,500	645,500	645,500	645,500	645,500	645,500	645,500
実験実習料			2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
学生読書室図書費	500	500	500	500	500	500	500	500
学生健康増進互助会費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
校友会費								40,000
合計	747,500	547,500	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	690,000

2. 海外学生（OS）

年 次	初年度		2 年次		3 年次		4 年次	
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
入 学 金	200,000							
授 業 料	545,500	545,500	645,500	645,500	645,500	645,500	645,500	645,500
実験実習料			2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
学生読書室図書費	500	500	500	500	500	500	500	500
学生健康増進互助会費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
校友会費								40,000
合計	747,500	547,500	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	690,000

[注] ①入学後、特定の科目を選択する場合は、別途実習費や聴講料等が必要となる場合があります。

②所定年限以上在学する学生の学費は、前学期終了時点での卒業所定単位の不足単位数をもとに算出します。

・授業料：i) 不足単位数が4単位以下の延長生→当該年度第4年度生の所定額の50%を徴収します。

ii) 不足単位数が5単位以上の延長生→当該年度第4年度生の所定額を徴収します。

③②の規定について、「第4年度生」を「2年進級決定者」と読み替えることにより、2年未進級者にも適用します。

④「所定年限」は、2年進級前については1年、2年進級後については3年とします。

⑤4年次(JS:秋学期、OS:春学期)に校友会費40,000 円（卒業後10年分）を徴収します。

⑥1年次(JS:秋学期、OS:春学期)以降の学費等の納入は、口座振替となります。（春学期分の口座振替日は5月5日、秋学期分の口座振替日は10月5日）

⑦学費・諸会費は提示額より変更となる場合があります。

文学学術院教室マップ

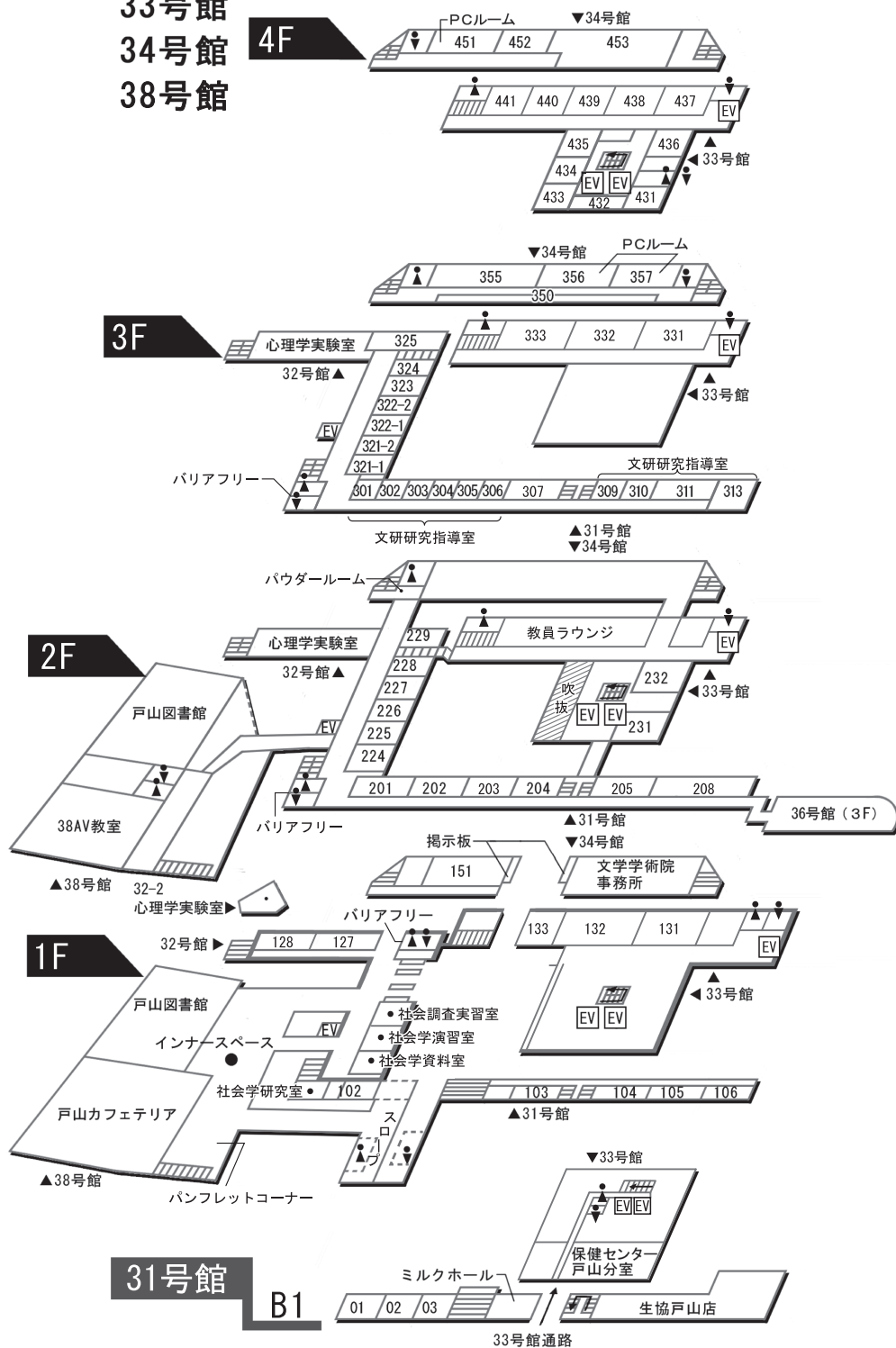
31号館

32号館

33号館

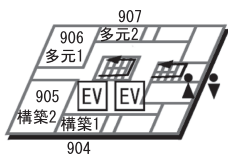
34号館

38号館

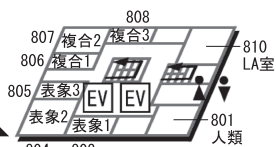


33号館

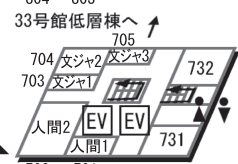
9F



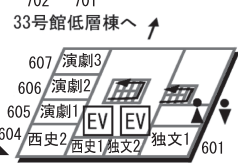
8F



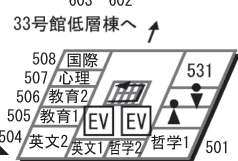
7F



6F



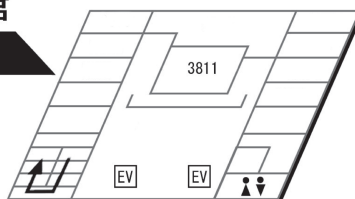
5F



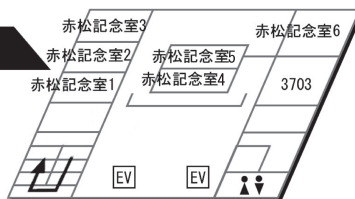
▲33号館

36号館

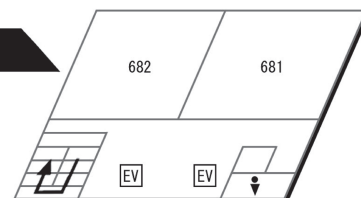
8F



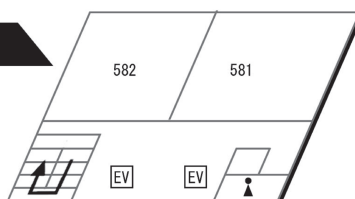
7F



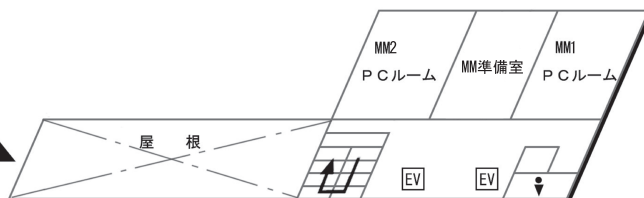
6F



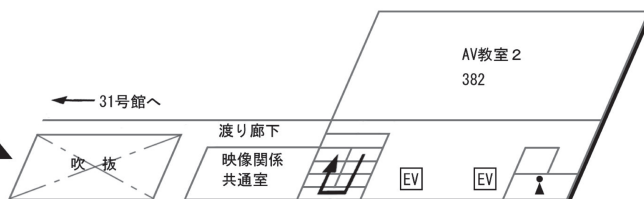
5F



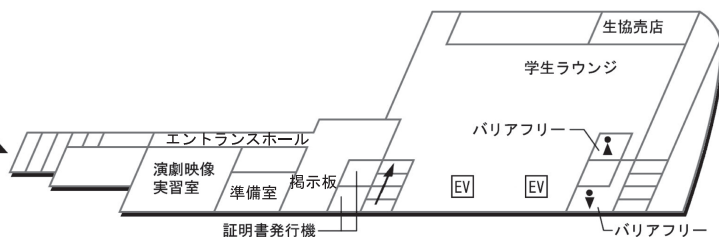
4F



3F



2F



School of Culture, Media and Society

早稲田大学 文化構想学部

1-24-1, Toyama, Shinjuku-ku,

Tokyo 162-8644, Japan

TEL: 03-3203-4381